

世田谷区公報

目次

規 則

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (58) 3
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (59) 3

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (3) 3
- 世田谷区公文書管理規程の一部改正 (4) 9
- 世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正 (5) 9
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正 (6) 9
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (7) 10
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (8) 10
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正 (9) 10
- 宿日直手当支給規程の一部改正 (10) 10
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正 (11) 10
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程の一部改正 (12) 10
- 世田谷区特定個人情報ファイルに係る緊急時対応計画に関する規程の一部改正 (13) 10
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正 (14) 11
- 世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程の一部改正 (15) 11

告 示

- 地方自治法施行令に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (282) 11
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (283) 11
- 地方自治法施行令に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (284) 11
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (285) 11
- 地方自治法施行令に基づく砧総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (286) 11
- 世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示 (287) 11
- 地方自治法施行令に基づく烏山総

- 合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (288) 11
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (289) 11
- 世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (290) 11
- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (291) 12
- 地方自治法施行令に基づく世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (292) 12
- 地方自治法施行令に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (293) 12
- 地方自治法施行令に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (294) 12
- 世田谷区特別区税条例に基づく特別区民税及び軽自動車税の収納事務委託の告示 (295) 12
- 世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (296) 12
- 世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (297) 12
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (298) 12
- 世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (299) 13
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (300) 13
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (301) 13
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料の収納事務委託の告示 (302) 13
- 世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (303) 13
- 世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示 (304) 13
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (305) 13
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (306) 13
- 世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示 (307) 13
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料

- の徴収事務委託の告示 (308) 14
- 地方自治法施行令に基づくエコプラザ用賀における物品の売払代金の収納事務委託の告示 (309) 15
- 地方自治法施行令に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の告示 (310) 15
- 地方自治法施行令に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示 (311) 15
- 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (312) 15
- 世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (313) 15
- 世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示 (314) 15
- 世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示 (315) 16
- 介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示 (316) 16
- 世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示 (317) 16
- 世田谷区発達障害相談・療育センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (318) 16
- 世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示 (319) 16
- 世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (320) 16
- 地方自治法施行令に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (321) 17
- 地方自治法施行令に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (322) 17
- 狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示 (323) 17
- 世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (324) 17
- 世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (325) 17
- 世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示 (326) 17
- 世田谷区立ミニSL条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (327) 17
- 世田谷区立公園条例に基づく駐車場の使用に係る使用料の収納事務委託の告示 (328) 17
- 世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示 (329) 17

- 世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (330).....17
- 世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示 (331).....18
- 世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (332)18
- 世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (333)18
- 世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示 (334).....18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (335).....18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (336).....18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (337).....18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (338).....18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示 (339)18
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (340).....19
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (341).....19
- 世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示 (342).....19
- 世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和4年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示 (343).....19
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (344)19
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (345).....19
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (346).....19
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (347).....19
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示 (348).....19
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (349).....19
- 世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示の一部を改正する告示 (350).....19

- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (351)19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (352).....23
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示 (353).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (354).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (355)23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (356).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (357).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (358).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (359).....23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (360).....23
- 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表の告示 (361).....23
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出の告示(362) ...23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (363).....24
- 地方自治法に基づく予算の公表 (364)24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (365).....24
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (366).....24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (367).....24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (368)24
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (369).....24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (370).....24
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (371).....24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (372).....25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (373).....25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (374).....25
- 世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (375).....25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (376).....25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (377).....25
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (378).....25
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (379).....25

- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (380).....25
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (381).....25
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (382).....26
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示 (383).....26

公 告

- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告 (29).....26
- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく肺炎球菌予防接種実施の公告 (30)26
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (31)26
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (32)26
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更認可の公告 (33)26
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画変更の認可に係る図書の縦覧の公告 (34)26
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (35)26
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (36)26

規 則 (教)

- 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (8) ...27

訓 令 甲 (教)

- 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正 (2)27
- 世田谷区立図書館処務規程の一部改正 (3)27
- 学校職員出勤等の記録の整理規程の一部改正 (4)27

告 示 (教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (2)27

告 示 (農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (4).....28

告 示 (監)

- 地方自治法に基づく令和3年度財政援助団体等監査の結果の報告の公表 (3)28
- 地方自治法に基づく令和3年度工事監査の結果の報告の公表 (4)52

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和4年4月28日
 世田谷区長 保 坂 展 人
 世田谷区規則第58号

<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第59号</p> <p>職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>受ける会計年度任用職員」を「(以下この条において「給与条例適用職員等」という。)が、引き続いて条例の適用を受ける会計年度任用職員(基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用職員になった者を除く。)」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年5月1日から施行する。</p>	<p>第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年5月1日から施行する。</p>
<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条中「が、引き続いて条例の適用を</p>	<p>職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の期末手当に関する規則(昭和43年6月世田谷区規則第24号)の一部を次のように改正する。</p>	<p style="text-align: center;">訓 令 甲</p> <p>◎世田谷区訓令甲第3号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p> <p>世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日 世田谷区長 保 坂 展 人</p>

別表3の部ICT推進課の款を削り、同部政策研究・調査課の款中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

<p>3 教育総合センターとの連携及び調整に関すること。</p>		<p>1 教育総合センターとの連携の推進に関すること。</p>	<p>1 教育総合センターとの調整に関すること。</p>
----------------------------------	--	---------------------------------	------------------------------

別表3の2の部を次のように改める。

3の2 DX推進担当部専管事案

課名	件 名	区 長 決 定	副 区 長 決 定	部 長 決 定	課 長 決 定
DX推進担当課	<p>1 デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。</p> <p>2 情報化に係る計画に関すること。</p> <p>3 情報システムの運営に関すること。</p> <p>4 情報セキュリティ対策に関すること。</p>		<p>1 情報化の推進に関する計画を策定すること。</p> <p>1 情報セキュリティポリシーの策定及び見直しを行うこと。</p>	<p>1 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る計画の推進に関すること。</p> <p>1 情報化の推進に関する計画の推進に関すること。</p> <p>1 世田谷区情報システム推進委員会の運営に係る事項を定めること。</p> <p>2 情報化適用申請の可否を決定し、及び通知すること(課長決定事案を除く。)</p> <p>3 情報システム導入等ガイドラインの策定及び見直しを行うこと。</p> <p>4 システム評価に係る事項を定めること。</p> <p>1 情報セキュリティポリシーに関する庁内組織を運営すること。</p>	<p>1 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る調整及び調査に関すること。</p> <p>1 情報化の推進に関する計画の実施及び実施の支援に関すること。</p> <p>1 世田谷区情報システム推進委員会の運営に係る事務を行うこと。</p> <p>2 情報化適用申請について意見を述べ、又は案を提示すること。</p> <p>3 情報化適用申請(定例的又は軽易なものに限る。)の可否を決定し、及び通知すること。</p> <p>4 情報システム導入等ガイドラインに基づくシステム運用を支援すること。</p> <p>5 システム評価の実施を支援すること。</p> <p>1 情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策の実施及び実施の支援をすること。</p>

別表4の部を次のように改める。

4 削除

別表5の部区政情報課の款1の項部長決定の欄中「管理状況」を「公文書の管理の状況」に改め、同欄に次の1号を加える。

3 特定重要公文書の保存及び利用の状況を公表すること。

別表5の部区政情報課の款1の項課長決定の欄に次の2号を加える。

2 特定重要公文書を保存し、及び管理すること。

3 特定重要公文書の利用の可否を決定し、及び通知すること。

別表8の部市民活動・生涯現役推進課の

款中「市民活動・生涯現役推進課」を「市民活動推進課」に改め、同款中7の項を8の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

<p>4 本庁舎等整備における区民交流スペース、区民会館等の一体的な運営に係る計画の策定等に関すること。</p>			<p>1 本庁舎等整備における区民交流スペース、区民会館等の一体的な運営に係る計画の策定等に係る調整に関すること。</p>	<p>1 本庁舎等整備における区民交流スペース、区民会館等の一体的な運営に係る計画の策定等に係る調整を行うこと。</p>
--	--	--	---	--

別表8の部文化・芸術振興課の款中「文化・芸術振興課」を「文化・国際課」に改め、同款に次のように加える。

4 国際・多文化共生施策に関すること。			1 国際・多文化共生施策に関する企画を行うこと。	1 国際・多文化共生施策に関する事業を実施すること。
5 ホストタウン等に関すること。				1 ホストタウン等に関する事業を実施すること。

別表8の部国際課の款を削り、同部人権・男女共同参画担当課の款中「人権・男女共同参画担当課」を「人権・男女共同参画課」に改め、同部区民健康村・ふるさと交流課の款中「区民健康村・ふるさと交流課」を「区民健康村・ふるさと・交流推進課」に改め、同款に次のように加える。

5 他自治体との連携に関すること。			1 他自治体との連携に係る事業を実施すること。	1 他自治体との連携に係る事業の実施の調整等を行うこと。
6 大学との連携に関すること。			1 大学との連携に係る事業を実施すること。	1 大学との連携に係る事業の実施の調整等を行うこと。

別表9の2の部スポーツ推進課の款5の項中「パラリンピック」の次に「のレガシー」を加え、同表9の3の部環境計画課の款1の項中「推進及び」を削り、同款2の項を次のように改める。

2 地球温暖化対策に関する計画の調整に関すること。	1 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第19条第2項及び第21条第13項の規定に基づき、世田谷区地球温暖化地域推進計画を策定し、及び公表すること。			1 法第21条第15項の規定に基づく措置及び施策の実施の状況の公表を行うこと。
	2 気候変動適応法第12条の規定に基づき、世田谷区地域気候変動適応計画を策定すること。			

別表9の3の部環境計画課の款3の項を削り、同部エネルギー施策推進課の款を次のように改める。

環境・エネルギー施策推進課	1 地球温暖化対策の推進に関すること。			1 地球温暖化対策の推進に係る総合的な調整に関すること。	1 地球温暖化対策の推進に係る事業を実施すること。
	2 環境マネジメントシステムの推進に関すること。	1 環境マネジメントシステムに関する基本的な方針を策定すること。	1 環境マネジメントシステムに関する計画等を策定すること。	1 環境マネジメントシステムに関する庁内体制を運営すること。	1 環境マネジメントシステムに関する調査を実施すること。
	3 再生可能エネルギーの利用拡大及び促進に関すること。			1 再生可能エネルギーに係る総合的な調整に関すること。	1 再生可能エネルギーの利用拡大及び促進に関する事業を実施すること。
	4 新たなエネルギーの活用に関すること。			1 新たなエネルギーに係る総合的な調整に関すること。	1 新たなエネルギーの活用に関する事業を実施すること。
	5 開発事業等に係る環境への配慮に関すること。		1 世田谷区環境基本条例第3章の規定に基づく要請、勧告又は公表を行うこと。		

別表9の3の部環境保全課の款8の項を次のように改める。

8 環境美化等に関すること			1 世田谷区環境美化等に関する条例（以下この項において「条例」という。）第6条の3の規定による指定喫煙場所の設置及び指定を行うこと。	1 条例第12条第1項の規定に基づく指導及び勧告を行うこと。
			2 条例第13条第1項の規定に基づく公表	

			を行うこと。	
別表11の部保健福祉政策課の款5の項を削り、同款に次のように加える。				
5 社会福祉法人の認可等及び指導監査に関すること。	1 社会福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）第56条第8項の規定に基づき解散を命ずること。	1 法第32条の規定に基づき定款を認可すること。 2 法第46条第2項の規定に基づき解散を認可し、又は認定すること。 3 法第50条第3項又は第54条の6第2項の規定に基づき合併を認可すること。 4 法第56条第7項の規定に基づき業務の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。 5 法第57条の規定に基づき公益事業又は収益事業の停止を命ずること。	1 法第45条の36第2項の規定に基づき定款の変更を認可すること。 2 法第56条第1項の規定に基づき報告をさせ、又は検査をすること。 3 法第56条第4項の規定に基づき必要な措置をとるべき旨を勧告すること。 4 法第56条第6項の規定に基づき勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。	1 法第45条の36第4項の規定に基づき定款の変更の届出を受理すること。 2 法第55条の2第1項又は第55条の3第1項若しくは第2項の規定に基づき社会福祉充実計画を承認し、又はその変更を承認し、若しくはその変更の届出を受理すること。 3 社会福祉法施行規則第2条第4項の規定に基づき財産の移転完了の報告を受理すること。 4 社会福祉法人の基本財産の処分又は担保提供を承認すること。 5 社会福祉法人に関する証明書を交付すること。
6 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関すること。		1 法第127条の規定に基づき社会福祉連携推進認定をし、並びに法第129条の規定に基づき認定の通知及び公示をすること。 2 法第144条の規定において準用する法第56条第7項の規定に基づき業務の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。 3 法第145条の規定に基づき認定の取消し及び公示をすること。	1 法第139条第1項の規定に基づき定款の変更を認可すること。 2 法第140条の規定に基づき社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。 3 法第142条の規定に基づき代表理事の選定及び解職を認可すること。 4 法第144条の規定において準用する法第56条第1項の規定に基づき報告をさせ、又は検査をすること。 5 法第144条の規定において準用する法第56条第4項の規定に基づき必要な措置をとるべき旨を勧告すること。 6 法第144条の規定において準用する法第56条第6項の規定に基づき勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。	1 法第139条第3項の規定に基づき定款の変更の届出を受理すること。
別表11の部生活福祉課の款に次のように加える。				
14 ひきこもり等社会との関わりが薄い者に対する支援に関すること。				1 ひきこもり等社会との関わりが薄い者に対する支援の実施に関すること。
別表12の部介護保険課の款3の項及び9の項中「又は指定の取消し」を「、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止」に改め、同表13の部子ども育成推進課の款中「子ども育成推進課」を「子ども・若者支援課」に改め、同款中8の項及び9の項を削り、7の項を9の項とし、4の項から6の項までを2項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。				
4 子どもの人権の擁護に関すること。	1 いじめ防止対策推進法（以下この項に		1 法第30条第2項に基づく調査の調査委	

	<p>5 子どもの人権擁護機関の運営に関すること。</p>	<p>において「法」という。)第30条第2項に基づく調査の実施及び調査結果の公表に関すること。 2 法第30条第2項に基づく調査の調査委員会委員及び調査補助委員を委嘱すること。 1 子どもの人権擁護委員を委嘱すること。</p>		<p>委員会を開催すること。 1 子どもの人権擁護機関に関する事業方針を決定すること。</p>	<p>1 子どもの人権擁護機関に関する事業を実施すること。</p>
<p>別表13の部子ども育成推進課の款に次のように加える。</p>					
<p>10 若者支援施策に係る計画の策定に関すること。 11 子ども・青少年協議会に関すること。 12 青少年の育成に関すること。</p>	<p>1 若者支援施策に係る計画を策定すること。 1 子ども・青少年協議会委員を委嘱すること。</p>		<p>1 若者支援施策の実施に係る計画を策定すること。 1 子ども・青少年協議会を開催すること。</p>	<p>1 若者支援施策の実施に係る計画を推進すること。 1 青少年補導連絡会会長会を開催すること。 2 青少年地区委員会会長会を開催すること。</p>	
<p>別表13の部子ども家庭課の款4の項を削り、同款に次のように加える。</p>					
<p>4 子ども手当及び児童手当に関すること。 5 子どもの医療費の助成に関すること。</p>				<p>1 子ども手当及び児童手当の申請を審査し、子ども手当認定通知書若しくは児童手当認定通知書を交付し、又は申請の却下を通知すること。 2 手当の支払の停止をすること。 3 手当受給資格の消滅及び手当返還の請求の通知をすること。 1 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づく申請等を審査し、医療証を交付し、若しくは受給資格の認定を通知し、又は申請の却下若しくは資格消滅の通知をすること。 2 助成金の返還請求の通知をすること。</p>	
<p>別表13の部児童相談支援課の款7の項中「小規模住居型養育事業」の次に「並びに養子縁組あっせん事業」を加え、同部若者支援担当課の款及び子育て世帯特別給付金担当課の款を削り、同表15の部建築調整課の款に次のように加える。</p>					
<p>13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に関すること。</p>			<p>1 法第18条第1項の規定に基づく許可をすること。</p>		
<p>別表15の部住宅管理課の款に次のように加える。</p>					
<p>16 世田谷区ひとり親家賃助成金対象住宅の入居者募集及び入居登録者の決定に関すること。</p>			<p>1 公募の実施計画を定めること。</p>	<p>1 公募の実施細目を決定すること。 2 公募用紙を配布すること。 3 入居登録者の決定をすること。</p>	

<p>17 世田谷区ひとり親家賃助成金の交付に関すること。</p>			<p>1 助成金の額を決定し、又は変更すること。</p>	<p>4 世田谷区ひとり親家賃助成金対象住宅の入居条件等の細目を決定すること。 1 助成金の交付決定及び取消しをすること。</p>
<p>別表15の部居住支援課の款3の項を次のように改める。</p>				
<p>3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この項において「法」という。）に関すること。</p>	<p>1 法第9条第1項、第3項又は第6項の規定に基づく組合の設立の認可並びに法第14条第1項の規定に基づく組合の設立の認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧をすること。 2 法第38条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第6項の規定に基づく公告、法第137条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第5項の規定に基づく公告又は法第186条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第5項の規定に基づく公告をすること。 3 法第45条第1項の規定に基づく個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可、法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）第15条において準用する政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。 4 法第54条第1項の規定に基づくマンション建替事業の廃止又は終了の認可及び同条第3項において準用する法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告をすること。 5 法第57条第1項の規定に基づく権利変換計画の認可をすること。</p>	<p>1 法第11条第3項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見書の処理及び法第11条第5項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理をすること。 2 法第34条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画の変更の認可、同条第2項において準用する法第14条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧及び政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。 3 法第42条（法第138条において準用する場合を含む。）の規定に基づく決算報告書の承認をすること。 4 法第66条において準用する法第57条第1項の規定に基づく権利変換計画の変更の認可をすること。 5 法第97条第2項の規定に基づくマンション建替事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。 6 法第98条第3項、法第161条第3項又は法第214条第3項の規定に基づく組合のした処分、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止、若しくは変更その他必要な措置を命ずること。 7 法第98条第5項、法第161条第5項又は法第214条第5項の規定に基づく総会の招集をすること。</p>	<p>1 法第50条第1項の規定に基づく規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可、同条第2項において準用する法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧及び政令第15条において準用する政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。 2 法第51条第3項の規定に基づく施行者が数人になったときの法第45条第1項の規約の認可及び同条第7項の規定に基づく公告をすること。 3 法第51条第6項の規定に基づく施行者が変動したときの届出の受理及び同条第7項の規定に基づく公告をすること。 4 法第53条第1項の規定に基づく審査委員の承認をすること。 5 法第94条第1項又は同条第3項の規定に基づく管理規約の認可をすること。 6 法第97条第1項の規定に基づくマンション建替事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をすること。 7 法第98条第1項若しくは第2項、法第161条第1項若しくは第2項又は法第214条第1項若しくは第2項の規定に基づく組合の事業又は会計の状況の検査をすること。 8 法第102条第2項の規定に基づく認定をすること。 9 法第104条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの</p>	<p>1 法第11条第1項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の縦覧並びに政令第1条の規定に基づく公告をすること。 2 法第11条第2項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）に対する意見書を受理すること。 3 法第25条第1項（法第126条第3項及び法第175条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく理事長の氏名及び住所の届出の受理及び法第25条第2項の規定に基づく公告をすること。 4 政令第2条（政令第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告をすること。 5 法第112条の規定に基づくマンション敷地売却決議に係る届出を受理すること。 6 法第170条第1項（法第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の縦覧並びに政令第36条の規定に基づく公告をすること。 7 法第170条第2項（法第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）に対する意見書を受理すること。</p>

	<p>こと。</p> <p>6 法第98条第4項、法第161条第4項又は法第214条第4項の規定に基づく組合の設立の認可の取消し並びに法第38条第6項、法第137条第5項又は法第186条第5項の規定に基づく当該認可の取消しの公告をすること。</p> <p>7 法第99条第2項の規定に基づくマンション建替事業の施行の認可の取消し及び同条第3項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>8 法第109条第1項の規定に基づく買受計画の認可をすること。</p> <p>9 法第120条第1項の規定に基づく組合の設立の認可及び法第123条第1項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>10 法第141条第1項の規定に基づく分配金取得計画の認可をすること。</p> <p>11 法第168条第1項の規定に基づく組合の設立の認可並びに法第173条第1項の規定に基づく組合の設立の認可に係る公告をすること。</p> <p>12 法第190条第1項の規定に基づく敷地権利変換計画の認可をすること。</p>	<p>8 法第98条第6項、法第161条第6項又は法第214条第6項の規定に基づく組合員の投票をすること。</p> <p>9 法第98条第7項、法第161条第7項又は法第214条第7項の規定に基づく議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しをすること。</p> <p>10 法第99条第1項の規定に基づく個人施行者のした処分取消し、変更若しくは停止又は個人施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずること。</p> <p>11 法第104条第2項及び第3項の規定に基づく要除却認定マンションの除却に係る指示又は公表をすること。</p> <p>12 法第111条第1項の規定に基づく買受計画の変更の認可をすること。</p> <p>13 法第114条第2項の規定に基づく認定買受計画に係る勧告又は同条第3項の規定に基づく公表をすること。</p> <p>14 法第134条第1項の規定に基づく組合の定款又は資金計画の変更の認可及び同条第2項において準用する法第123条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告をすること。</p> <p>15 法第145条において準用する法第141条第1項後段の規定に基づく分配金取得計画の変更の認可をすること。</p> <p>16 法第160条第2項の規定に基づくマンション敷地売却事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。</p> <p>17 法第170条第3項(法第183条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見書の処理及び法第170条第5項(法第183条第2項において準用する</p>	<p>除却に係る指導及び助言をすること。</p> <p>10 法第114条第1項の規定に基づく認定買受計画に係る報告を求めること。</p> <p>11 法第160条第1項の規定に基づくマンション敷地売却事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をすること。</p> <p>12 法第213条第1項の規定に基づくマンション敷地分割事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をすること。</p>
--	---	---	---

場合を含む。)の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理をすること。

18 法第183条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画の変更の認可並びに同条第2項において準用する法第173条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付をすること。

19 法第197条において準用する法第190条第1項の規定に基づく敷地権利変換計画の変更の認可をすること。

20 法第213条第2項の規定に基づくマンション敷地分割事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。

別表15の2の部防災街づくり課の款7の項を削り、同表16の2の部土木計画調整課の款7の項中「第47条の4」を「第47条の14」に改める。

とし、同表36の項中「37、38又は39」を「38、39又は40」に改め、同項を同表37の項とし、同表中35の項を36の項とし、25の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同

表24の項中「25」を「26」に改め、同項を同表25の項とし、同表中23の項を24の項とし、8の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

◎世田谷区訓令甲第4号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第4条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 重要公文書の評価選別に関すること。
 第36条第2項中「使送」を「電子メール、使送」に改める。

◎世田谷区訓令甲第5号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和50年4月世田谷区訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別表第2の6の項中「33又は34」を「34又は35」に改め、同表中39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項

8 不妊治療のための休暇

出
サ

◎世田谷区訓令甲第6号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償

に関する規程(昭和40年6月世田谷区令甲第39号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人
 第2条第2項及び第3項を削る。
 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

生活支援嘱託医	月額	176,700円
せたがや自治政策研究所特別研究員	日額	9,510円から13,110円までの額において、区長が定める額
参与	月額	203,500円から472,800円までの額において、区長が定める額
区政専門員	月額	259,400円から314,400円までの額において、区長が定める額
嘱託産業医	月額	46,500円から155,700円までの額において、区長が定める額
スポーツ推進委員	月額	10,000円
福祉手当嘱託医	月額	28,900円
療育手帳(愛の手帳)判定医	日額	23,000円から26,600円までの額において、区長が定める額
児童相談所勤務医師	時間額	8,590円
保育園嘱託医	月額	47,300円
保育園嘱託指導医	日額	22,130円

世田谷区公報

◎世田谷区訓令甲第7号

庁 中 一 般
世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷区訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 危機管理部長

別表分析班の項中「副班長 世田谷保健所地域保健課長」を副班長 世田谷保健危機管理担

所感染症対策課長 「世田谷保健所地域保健」を「世田谷保健所感染症対

策課」に改

め、同表患者対応班の項中「副班長 世田

谷保健所感染症対策課長を「副班長 世

田谷保健所感染症対策課長」に、

世田谷

保健所感染症対

策課を「世田谷保健所感染症

対」に改め、同表臨時特別給付班の項中「

副班長 子ども・若者部子育て世帯特

別給付金担当課長」を

「副班長 子ども・若者部子ども家庭課

長」に、「生活文化政策部人権・

生活文 男女共同参画担当課」を 男女共

同参画課」に、

子ども・若者部子

育てを「子ども・若者部子ども

家庭課」に改め、

同表子育て世帯特別給付金班の項及び特別

定額給付金債権管理班の項を削り、同表住

民接種班の項中「烏山総合支所街づくり

課」を

「烏山総合支所街づくり

課」に、「生活文

化政策部人権・

同参画担当課」を 男女共同参画課

「世田谷保健所感染症対

庁 中 一 般
世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別表郷土資料館の部を削り、同表中央図

書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館

又は尾山台図書館の部及び地域図書館(梅

丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田

図書館、烏山図書館及び尾山台図書館を除

く。以下同じ。)の部中「烏山図書館」

を削る。

◎世田谷区訓令甲第9号

Table with 5 columns: 勤務の種類, 単位, 勤務時間, 支給額, 備考. Rows for management duty and other categories.

Table with 5 columns: 勤務の種類, 単位, 勤務時間, 支給額, 備考. Rows for management duty and other categories.

附則
この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和4年4月1日から始まる宿日直勤務から適用する。

◎世田谷区訓令甲第11号

庁 中 一 般
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第6条第1項ただし書中「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改める。

第7条第1項中「政策経営部ICT推進課」を「DX推進担当部DX推進担当課」に改める。

◎世田谷区訓令甲第12号

庁 中 一 般
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第5条第2項第6号中「政策経営部ICT推進課長」を「DX推進担当部DX推進担当課長」に改める。

第7条中「政策経営部ICT推進課」を

出 張 所
職員の子供休業等に関する規程(平成20年4月世田谷区訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第3条第2項第1号中「1年間の勤務日」を「1月の勤務日の日数が9日以上又は1年間の勤務日の日数」に改め、「がある非常勤職員」の次に「(次項において「部分休業をすることができる非常勤職員」という。)」を加え、同条第3項中「前項第1号に掲げる非常勤職員」を「部分休業をすることができる非常勤職員」に改める。

◎世田谷区訓令甲第10号

庁 中 一 般
宿日直手当支給規程(昭和43年4月世田谷区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条の表を次のように改める。

Table with 5 columns: 勤務の種類, 単位, 勤務時間, 支給額, 備考. Rows for management duty and other categories.

出 張 所
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第28号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第3条第1項中「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改める。

◎世田谷区訓令甲第13号

庁 中 一 般
世田谷区特定個人情報ファイルに係る緊急時対応計画に関する規程(平成27年12月世田谷区訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第5条第2項第6号中「政策経営部ICT推進課長」を「DX推進担当部DX推進担当課長」に改める。

第7条中「政策経営部ICT推進課」を

「DX推進担当部DX推進担当課」に改める。

◎世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般
保 健 所

世田谷区保健所処務規程(昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第3条第1項の表中「感染症対策課を地域保健課」を

「感染症対策課」に改める。

第7条第1項の表感染症対策課の部感染症対策担当係長の項第10号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 難病等に係る対策及び調整に関すること。

第7条第1項の表感染症対策課の部感染症対策担当係長の項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 感染症に係る統計情報の収集、分析及び提供に関すること。

第7条第1項の表地域保健課の部を削る。

◎世田谷区訓令甲第15号

庁 中 一 般

世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程(昭和45年7月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条の表第2順位の項中「都市デザイン課長」を「建築調整課長」に改める。

告 示

◎世田谷区告示第282号

北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第283号

世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託する施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立玉川総合支所駐車場

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第284号

玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第285号

世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託する施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立砧総合支所駐車場

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第286号

砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3

月31日まで

◎世田谷区告示第287号

世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第288号

烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第289号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立烏山区民会館

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第290号

世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第

世田谷区公報

1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
 (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設
 世田谷区立地区会館条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立地区会館の施設(自転車等駐輪場を除く。)

3 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第291号
 寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社さとふる
 (2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13階

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第292号
 世田谷区政情報センター及び各総合支所政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第293号
 特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 公益財団法人特別区協議会
 (2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第294号
 庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社江栄
 (2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第295号
 特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、次のように委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
 (2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 所在地 東京都千代田区二番町8番地8
 (3) 名称 株式会社ローソン
 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
 (4) 名称 株式会社ファミリーマート
 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
 (5) 名称 山崎製パン株式会社
 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 (6) 名称 ミニストップ株式会社
 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 (7) 名称 株式会社ポプラ
 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
 (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス
 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
 (9) 名称 LINE Pay株式会社
 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
 (10) 名称 PayPay株式会社
 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
 (11) 名称 ビリングシステム株式会社

所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
 (12) 名称 KDDI株式会社
 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
 (13) 名称 株式会社N T T ドコモ
 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
 (14) 名称 株式会社みずほ銀行
 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第296号
 世田谷区立敬老会館条例(平成9年3月世田谷区条例第26号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
 (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設
 世田谷区立敬老会館条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立敬老会館の施設

2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第297号
 世田谷区立健康増進・交流施設条例(平成24年3月世田谷区条例第8号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和4年4月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
 (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設
 世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設(会議室に限る。)

3 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第298号
 世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及

び第5条に規定する使用料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

- (1) 世田谷区立世田谷美術館
(2) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館
(3) 世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー
(4) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第299号

世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

世田谷区立世田谷文学館

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第300号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設(セミナールーム及びワークショッ

プ室の施設使用料に限る。)

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第301号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

世田谷区立世田谷文化生活情報センター(附帯設備使用料に限る。)

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第302号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第3項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第303号

世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第304号

世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 地方公共団体情報システム機構
(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第305号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立尾山台地域体育館
(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第306号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例別表第2に規定する世田谷区立地域体育館の施設(体育館に限る。)及び世田谷区立地区体育室の施設(体育室・会議室に限る。)

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第307号

世田谷区公報

世田谷区立区民農園条例(平成5年11月世田谷区条例第56号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設 世田谷区立区民農園

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第308号

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

別紙のとおり

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年度相手方名称	相手方所在地
水車池田米店池田一弘	東京都世田谷区赤堤2丁目1番12号
青木武雄	東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号
栗田収一郎	東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号
有限会社根岸商店	東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号
豊田康弘	東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号
樋口昌平	東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号
株式会社宗美堂	東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号
一杉正幸	東京都世田谷区粕谷4丁目13番18号アネックス一杉
難波功	東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号
株式会社東海輸送	東京都世田谷区上馬4丁目38番5号
松原静江	東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号
有限会社ムトウ電器	東京都世田谷区上北沢4丁目17番20号

有限会社早川木工所	東京都世田谷区上祖師谷4丁目16番19号
有限会社野毛原精米店	東京都世田谷区上野毛1丁目3番10号
市川文一	東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号
高橋知之	東京都世田谷区北烏山4丁目8番18号
有限会社朝日屋並木商店	東京都世田谷区北烏山6丁目6番3号
東京アンテーション株式会社	東京都世田谷区北烏山9丁目12番9号
合資会社澤田屋商店	東京都世田谷区北沢2丁目19番17号
しもきた商店街振興組合	東京都世田谷区代田6丁目1番28号 白洋ビル201-5号室
株式会社きくや	東京都世田谷区北沢2丁目32番4号
有限会社朝倉商店	東京都世田谷区北沢2丁目40番17号
株式会社東柏屋商店	東京都世田谷区北沢3丁目11番17号
株式会社亀屋	東京都世田谷区北沢3丁目31番3号
新庄政公	東京都世田谷区北沢5丁目23番17号
角田屋酒店成塚智	東京都世田谷区北沢5丁目25番2号
三桜自動車株式会社	東京都世田谷区砧2丁目2番1号
祖師谷南商店街振興組合	東京都世田谷区砧6丁目37番5号
株式会社中村屋酒販	東京都世田谷区給田3丁目13番16号
川村昌敏	東京都世田谷区経堂1丁目6番8号
有限会社遠州屋	東京都世田谷区経堂1丁目19番12号
経堂農大通り商店街振興組合	東京都世田谷区経堂1丁目21番18号
小田急商事株式会社	東京都世田谷区経堂2丁目1番33号
岡照子	東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号
株式会社マドカ	東京都世田谷区駒沢2丁目31番2号
有限会社社長見世	東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号
株式会社小泉金物店	東京都世田谷区桜新町2丁目9番1号
有限会社京屋酒店	東京都世田谷区桜上水2丁目16番12号
タカダ電化株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号
株式会社西沢商店	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号

有限会社恵比寿屋酒店	東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号
望月幹朗	東京都世田谷区下馬3丁目38番16号
株式会社木村屋酒店	東京都世田谷区新町3丁目1番11号
株式会社成城風月堂	東京都世田谷区成城6丁目10番8号
有限会社武蔵屋松本	東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号
有限会社三河屋竹内商店	東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号
有限会社アスク	東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号
株式会社あわしま家電	東京都世田谷区太子堂3丁目8番14号
株式会社米沢屋	東京都世田谷区太子堂3丁目18番5号
有限会社銀次郎	東京都世田谷区代沢2丁目36番20号
有限会社林食料品店	東京都世田谷区代沢4丁目7番4号
伊勢屋酒店郡司雪子	東京都世田谷区代沢5丁目18番11号
椋本実	東京都世田谷区代田3丁目1番4号
有限会社榎本商店	東京都世田谷区代田4丁目5番11号
尾崎達男	東京都世田谷区代田6丁目12番36号
玉川酒販協同組合	東京都世田谷区玉川2丁目4番4号
有限会社丸和不動産	東京都世田谷区玉川2丁目26番1号
二子玉川商店街振興組合	東京都世田谷区玉川3丁目15番12号
株式会社H I	東京都世田谷区弦巻3丁目11番9号
岡芳世田谷店小林伊兵	東京都世田谷区弦巻4丁目5番12号
大平保彦	東京都世田谷区等々力4丁目18番17号
有限会社粕谷精米店	東京都世田谷区中町3丁目6番1号
池田尚弘	東京都世田谷区野毛1丁目3番14号
有限会社マルカワ	東京都世田谷区野毛2丁目26番11号A MGビル1F
有限会社武蔵屋根岸商店	東京都世田谷区野沢4丁目18番8号
有限会社実島商店	東京都世田谷区八幡山3丁目22番5号
美吉ストア-高倉恵美子	東京都世田谷区八幡山3丁目32番10号
合同会社中村利郎商店	東京都世田谷区深沢3丁目3番13号

砧麵業組合	東京都世田谷区船橋5丁目34番7号
遠藤武雄	東京都世田谷区船橋2丁目18番8号
株式会社オオゼキ	東京都世田谷区松原4丁目10番4号
株式会社お酒のケイエスエス	東京都世田谷区松原5丁目26番1号
株式会社新生堂	東京都世田谷区南島山4丁目12番8号
株式会社アドバンスクリヤマ	東京都世田谷区南島山5丁目14番3号
岩本直樹	東京都世田谷区南島山6丁目8番7号
経堂商店街振興組合	東京都世田谷区宮坂3丁目13番6号
用賀商店街振興組合	東京都世田谷区用賀4丁目12番15号
高村光	東京都世田谷区若林3丁目17番8号
株式会社ローソン	東京都港区三田3丁目10番1号
イオンマーケット株式会社	東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号
三恵商店本橋宏之	東京都杉並区久我山1丁目6番6号
株式会社タジマヤ	東京都台東区根岸5丁目7番4号
山崎製パン株式会社デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社東急ストア	東京都目黒区上目黒1丁目21番12号
株式会社紀ノ國屋	東京都港区北青山3丁目11番7号
セブンイレブン 狛江水道道路店 古賀和敏	東京都狛江市岩戸南4丁目15番15号
株式会社大勝	東京都狛江市駒井3丁目35番6号
株式会社京王ストア	東京都多摩市関戸1丁目11番地1
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町1丁目38番地1
富士シティオ株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番

	地の1
株式会社クリエイトエス・ディー	神奈川県横浜市青葉区荏田西2丁目3番地2

◎世田谷区告示第309号

エコプラザ用賀における物品の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 アクティオ株式会社
 - (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第310号

資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合
 - (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第311号

金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 株式会社要興業
 - (2) 所在地 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第312号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 - (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- 2 委託施設
世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第313号

世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター
 - (2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
 - (1) 施設名 世田谷区立保健センター
 - (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第314号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の徴収事務について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、次のように委託したので告示する。

令和4年4月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
 - (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
 - (3) 名称 株式会社ローソン
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
 - (4) 名称 株式会社ファミリーマート
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - (5) 名称 山崎製パン株式会社
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - (6) 名称 ミニストップ株式会社
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (7) 名称 株式会社ポプラ
所在地 広島県広島市安佐北区安

<p>佐町大字久地665番地の1</p> <p>(8) 名称 株式会社しんきん情報サービス</p> <p>所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p>	<p>所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p>	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第315号</p> <p>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、次のように委託したので告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(7) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(8) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>(9) 名称 LINE Pay株式会社 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号</p> <p>(10) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号</p> <p>(11) 名称 ビリングシステム株式会社 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号</p> <p>(12) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号</p> <p>(13) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号</p> <p>(14) 名称 株式会社みずほ銀行</p>	<p>◎世田谷区告示第316号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、同法第144条の2の規定に基づき、次のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(7) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>(8) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>(9) 名称 LINE Pay株式会社 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号</p> <p>(10) 名称 ビリングシステム株式会社 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号</p> <p>(11) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号</p> <p>(12) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号</p> <p>(13) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号</p> <p>(14) 名称 株式会社みずほ銀行 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号</p> <p>2 委託期間</p>	<p>◎世田谷区告示第317号</p> <p>世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)第11条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間</p> <p>(1) 施設名 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘 (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第318号</p> <p>世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 社会福祉法人トポスの会 (2) 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間</p> <p>(1) 施設名 世田谷区発達障害相談・療育センター (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第319号</p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)第13条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 公益社団法人日本助産師会 (2) 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>◎世田谷区告示第320号</p> <p>世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第13条第3項に規定する使用料の収納の事務につい</p>

ては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人児童育成協会
- (2) 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町THビル6階

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立野毛青少年交流センター
- (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第321号

世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 有限会社松本商店
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第322号

希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 有限会社松本商店
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第323号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部
- (2) 所在地 東京都世田谷区等々力二丁目1番2号

2 委託期間

令和4年4月1日から同年7月25日まで

◎世田谷区告示第324号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）第3条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 多摩川緑地広場管理公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立多摩川玉堤広場
- (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第325号

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立公園条例第3条各号に規定する公園施設（軟式野球場、軟式少年野球場、庭球場、和室及び茶室に限る。）

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第326号

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園、世田谷区立世田谷公園洋弓場及び世田谷区立世田谷公園駐車場

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第327号

世田谷区立ミニSL条例（昭和57年3月世田谷区条例第27号）第2条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立ミニSL

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第328号

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第13条に規定する使用料のうち、駐車場の使用に係る使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立羽根木公園

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第329号

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立玉川野毛町公園

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第330号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託施設

世田谷区立次大夫堀公園駐車場

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第331号

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第332号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 委託施設 世田谷区立学校施設使用条例第2条第6号から第9号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号の規定により地域体育館として指定された体育

館

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第333号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社メタップスペースメント

(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立学校施設使用条例第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5項に規定する地域体育館及び世田谷区教育委員会が別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。)

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第334号

世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第12条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立中央図書館

(2) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎世田谷区告示第335号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第336号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項

の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 社会福祉法人南東北福祉事業団
2 主たる事務所の所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山三番地2
3 事業所の名称 相談支援事業所相談室こうめ
4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番1号
5 事業所番号 1331204899
6 事業の種類 特定相談支援事業
7 事業の主たる対象者 障害児
8 指定の年月日 令和4年4月1日

◎世田谷区告示第338号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 社会福祉法人南東北福祉事業団
2 主たる事務所の所在地 福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山三番地2
3 事業所の名称 相談支援事業所相談室こうめ
4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番1号
5 事業所番号 1371201037
6 事業の種類 障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者 障害児
8 指定の年月日 令和4年4月1日

◎世田谷区告示第339号

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>令和4年4月1日</p> <p>◎世田谷区告示第341号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定納付受託者の名称及び所在地 <ol style="list-style-type: none"> 名称 スルガカード株式会社 所在地 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号 指定納付受託者に納付させる歳入寄附金 指定納付受託者として指定した日 令和4年4月1日 	<p>育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第340号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定納付受託者の名称及び所在地 <ol style="list-style-type: none"> 名称 株式会社トラストバンク 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 指定納付受託者に納付させる歳入寄附金 指定納付受託者として指定した日 	<p>◎世田谷区告示第342号 世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第42号）第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第349号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定納付受託者の名称及び所在地 <ol style="list-style-type: none"> 名称 ユーシーカード株式会社 所在地 東京都港区台場二丁目3番2号 指定納付受託者に納付させる歳入 特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料 指定納付受託者として指定した日 令和4年4月1日
<ol style="list-style-type: none"> 雑草の除去に係る委託料の額 <ol style="list-style-type: none"> 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり450円（消費税相当額を除く。） 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり350円（消費税相当額を除く。） 適用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 	<p>の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第350号 世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示（平成13年10月1日世田谷区告示第512号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 題名を次のように改める。 世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示 本則中「並びに世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例」を「世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例」に改め、「第9条第1項及び第2項に規定する費用の額」の次に「並びに世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第23条第2項に規定する費用の額」を加える。</p>
<p>◎世田谷区告示第343号 世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第25条の規定に基づき、令和4年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第346号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第351号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 本則の表キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員の項から世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助の項までを次のように改める。</p>
<p>◎世田谷区告示第344号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第347号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和4年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第348号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保</p>
<p>◎世田谷区告示第345号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項</p>	<p>◎世田谷区告示第348号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保</p>	

世田谷区公報

キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員	月額	67,723円	13,544円	81,267円
世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員	月額	47,129円	9,425円	56,554円
世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	47,129円	9,425円	56,554円

本則の表世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助の項から不動産専門調査員の項までを次のように改める。

世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	83,459円	16,691円	100,150円
北沢保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	24,546円から58,912円までの額	4,909円から11,782円までの額	29,455円から70,694円までの額
北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	41,238円	8,247円	49,485円
北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	47,129円	9,425円	56,554円
玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	47,129円	9,425円	56,554円
砧総合支所区民課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	47,129円	9,425円	56,554円
砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	58,912円から78,549円までの額	11,782円から15,709円までの額	70,694円から94,258円までの額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	52,485円	10,497円	62,982円
烏山保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	47,129円	9,425円	56,554円
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
不動産専門調査員	月額	137,812円	27,562円	165,374円

本則の表経済センサス活動調査事務補助の項から統計調査事務補助の項までを次のように改める。

経済センサス活動調査事務補助	月額	73,640円	14,728円	88,368円
国勢調査事務補助	月額	58,912円から88,368円までの額	11,782円から17,673円までの額	70,694円から106,041円までの額
統計調査事務補助	月額	73,640円	14,728円	88,368円

本則の表行政不服審査専門員の項の次に次のように加える。

公文書管理嘱託員	月額	84,679円	16,935円	101,614円
----------	----	---------	---------	----------

本則の表事務嘱託員の項及び事務嘱託員(障害)の項を次のように改める。

事務嘱託員	月額	126,417円	25,283円	151,700円
事務嘱託員(障害)	月額	126,417円	25,283円	151,700円

本則の表図書館業務員(障害)の項を次のように改める。

図書館業務員(障害)	月額	88,368円から89,350円までの額	17,673円から17,870円までの額	106,041円から107,220円までの額
------------	----	----------------------	----------------------	------------------------

本則の表技術支援嘱託員の項を削り、同表契約事務補助の項から市民大学・生涯大学嘱託員の項までを次のように改める。

契約事務補助	月額	73,640円	14,728円	88,368円
課税課事務補助	月額	58,912円から110,951円までの額	11,782円から22,190円までの額	70,694円から133,141円までの額
納税課事務補助	月額	113,897円から115,468円までの額	22,779円から23,093円までの額	136,676円から138,561円までの額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	144,304円	28,860円	173,164円

本則の表出張所嘱託員の項から総合支所窓口案内嘱託員の項までを次のように改める。

出張所嘱託員	月額	63,208円から126,417円までの額	12,641円から25,283円までの額	75,849円から151,700円までの額
住民記録嘱託員	月額	126,417円	25,283円	151,700円
集中入力センター嘱託員	月額	66,030円	13,206円	79,236円
住民票集中管理・住居表示事務補助員	月額	47,129円	9,425円	56,554円
総合支所窓口案内嘱託員	月額	144,304円	28,860円	173,164円

本則の表英語専門員の項を削り、同表清掃・リサイクル部事業課事務補助の項から砧清掃事務所業務員の項までを次のように改める。

清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	62,594円	12,518円	75,112円
世田谷清掃事務所業務員	月額	25,431円から135,636円までの額	5,086円から27,127円までの額	30,517円から162,763円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	25,431円から135,636円までの額	5,086円から27,127円までの額	30,517円から162,763円までの額
砧清掃事務所業務員	月額	25,431円から135,636円までの額	5,086円から27,127円までの額	30,517円から162,763円までの額

本則の表就労準備のための業務補助の項を次のように改める。

就労準備のための業務補助	月額	78,549円	15,709円	94,258円
--------------	----	---------	---------	---------

本則の表中国残留邦人等支援・相談員の項を次のように改める。

中国残留邦人等支援・相談員	月額	99,922円	19,984円	119,906円
---------------	----	---------	---------	----------

本則の表中国残留邦人等支援・相談員の項の次に次のように加える。

ひきこもり等支援専門嘱託員	月額	137,604円から169,359円までの額	27,520円から33,871円までの額	165,124円から203,230円までの額
---------------	----	------------------------	----------------------	------------------------

本則の表国民健康保険事業事務補助の項及び後期高齢者医療事務補助の項を次のように改める。

国民健康保険事業事務補助	月額	58,912円から94,259円までの額	11,782円から18,851円までの額	70,694円から113,110円までの額
後期高齢者医療事務補助	月額	58,912円から106,042円までの額	11,782円から21,208円までの額	70,694円から127,250円までの額

本則の表高齢者施設整備専門員の項を削り、同表高齢福祉課事務補助員の項を次のように改める。

高齢福祉課事務補助員	月額	88,368円から98,187円までの額	17,673円から19,637円までの額	106,041円から117,824円までの額
------------	----	----------------------	----------------------	------------------------

本則の表介護保険課事務補助の項から介護予防専門栄養士の項までを次のように改める。

介護保険課事務補助	月額	58,912円から111,933円までの額	11,782円から22,386円までの額	70,694円から134,319円までの額
介護保険事務嘱託員	月額	88,040円から126,417円までの額	17,608円から25,283円までの額	105,648円から151,700円までの額
介護予防専門栄養士	月額	161,752円	32,350円	194,102円

本則の表介護予防ケアマネジメント事務補助の項を次のように改める。

介護予防ケアマネジメント事務補助	月額	111,933円	22,386円	134,319円
------------------	----	----------	---------	----------

本則の表障害認定調査外部委託支援員の項を削り、同表障害認定事務嘱託員の項及び障害福祉事務補助の項を次のように改める。

障害認定事務嘱託員	月額	126,417円	25,283円	151,700円
障害福祉事務補助	月額	32,729円	6,545円	39,274円

本則の表自動車燃料費助成事務補助の項から障害者チャレンジ雇用嘱託員の項までを次のように改める。

自動車燃料費助成事務補助	月額	106,042円	21,208円	127,250円
障害者チャレンジ雇用事務補助員	月額	58,912円から78,549円までの額	11,782円から15,709円までの額	70,694円から94,258円までの額
障害者チャレンジ雇用業務補助員	月額	94,259円	18,851円	113,110円
障害者チャレンジ雇用嘱託員	月額	95,970円	19,194円	115,164円

本則の表児童手当等補助員の項を削り、同表児童課事務補助の項を次のように改める。

児童課事務補助	月額	78,549円	15,709円	94,258円
---------	----	---------	---------	---------

本則の表子育て児童ひろば嘱託員(指導員)の項から子ども・子育て総合センター子育てひろば嘱託員の項までを次のように改める。

子育て児童ひろば嘱託員(指導員)	月額	131,214円	26,242円	157,456円
北沢子どもの居場所支援事業嘱託員(指導員)	月額	135,447円	27,089円	162,536円
子ども・子育て総合センター子育てひろば嘱託員	月額	126,417円	25,283円	151,700円

本則の表青少年支援専門嘱託員の項を削り、同表児童相談所一時保護所業務調理員の項及び児童相談所一時保護所夜間児童指導員の項を次のように改める。

児童相談所一時保護所業務調理員	月額	99,627円	19,925円	119,552円
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	月額	56,436円	11,287円	67,723円

本則の表保育入園事務嘱託員の項を次のように改める。

保育入園事務嘱託員	月額	94,812円から108,357円までの額	18,962円から21,671円までの額	113,774円から130,028円までの額
-----------	----	-----------------------	----------------------	------------------------

本則の表健康企画課事務補助の項を次のように改める。

健康企画課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
-----------	----	---------	---------	---------

本則の表乳幼児歯科健康診査事業事務補助の項から感染症対策課事務補助の項までを次のように改める。

乳幼児歯科健康診査事業事務補助	月額	100,151円	20,030円	120,181円
乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
健康推進課事務補助	月額	58,912円	11,782円	70,694円
感染症対策課事務補助	月額	47,129円から58,912円までの額	9,425円から11,782円までの額	56,554円から70,694円までの額

本則の表生活保健事務補助の項及び衛生統計調査事務補助員の項を次のように改める。

生活保健事務補助	月額	94,259円	18,851円	113,110円
衛生統計調査事務補助員	月額	106,042円	21,208円	127,250円

本則の表区民交通傷害保険事務補助員の項を次のように改める。

区民交通傷害保険事務補助員	月額	88,368円	17,673円	106,041円
---------------	----	---------	---------	----------

◎世田谷区告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
54-31
- 2 変更の区間
世田谷区粕谷一丁目423番31から423番30の内まで
- 3 変更の区域
延長 6.82メートル
幅員 0.06メートルから0.07メートルまで
面積 0.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月4日

◎世田谷区告示第353号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年4月4日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-27
- 2 変更の区間
世田谷区下馬六丁目60番48の内
- 3 変更の区域
延長 5.00メートル
幅員 0.18メートル
面積 0.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月5日

◎世田谷区告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年4月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-27

- 2 変更の区間
世田谷区下馬六丁目60番48の内
- 3 変更の区域
延長 0.09メートル
幅員 0.18メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-38
- 2 変更の区間
世田谷区砧八丁目90番10の内
- 3 変更の区域
延長 12.12メートル
幅員 0.16メートルから0.17メートルまで
面積 2.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月5日

◎世田谷区告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢四丁目1080番75から1080番72まで
- 3 変更の区域
延長 10.52メートル
幅員 1.06メートルから1.09メートルまで
面積 11.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月5日

◎世田谷区告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜一丁目655番123の内から655番21の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.68メートル

- 幅員 0.41メートルから0.63メートルまで
- 面積 9.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月8日

◎世田谷区告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田一丁目381番6の内
- 3 変更の区域
延長 7.28メートル
幅員 0.25メートルから0.28メートルまで
面積 1.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月8日

◎世田谷区告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2065番3の内
- 3 変更の区域
延長 11.76メートル
幅員 0.60メートルから0.79メートルまで
面積 8.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月12日

◎世田谷区告示第361号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表について

東京都知事に対し、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、令和4年3月31日付で届出をし、受理されたので、当該東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり公表する。

令和4年4月14日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援

世田谷区公報

事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年4月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 愛の羽・いつくしみ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷一丁目30番21号
- 3 事業者の名称 株式会社愛の羽
- 4 廃止届受理年月日 令和4年4月4日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第363号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年4月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスル・クール
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区五本木一丁目16番9号ばんらいハイッ101
- 3 事業者の名称 あーゆる合同会社
- 4 廃止届受理年月日 令和4年4月4日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第364号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した次の予算について、同法第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年4月15日

世田谷区長 保坂展人

令和4年度世田谷区一般会計補正予算(第1次)別添省略

◎世田谷区告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 37-5
- 2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目196番1の内
- 3 変更の区域
 - 延長 23.80メートル
 - 幅員 0.00メートルから0.25メートルまで
 - 面積 5.02平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和4年4月20日

◎世田谷区告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年4月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2892号
- 2 指定変更年月日 令和4年4月19日
- 3 指定変更の位置 世田谷区上北沢一丁目832番16の一部、832番24の一部、832番33の一部、838番1の一部、838番2の一部、838番34の一部、838番35の一部
- 4 道路の幅員 4.54メートル
- 5 道路の延長 29.57メートル
- 6 申請者氏名 大西 幸男

◎世田谷区告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷三丁目74番21の内
- 3 変更の区域
 - 延長 7.84メートル
 - 幅員 0.23メートルから0.79メートルまで
 - 面積 4.08平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年4月20日

◎世田谷区告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年4月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区上祖師谷三丁目74番21の内
 - (2) 世田谷区上祖師谷三丁目74番21の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 0.16メートル

- 幅員 0.14メートル
- 面積 0.02平方メートル
- (2) 延長 0.03メートル
- 幅員 0.82メートルから0.83メートルまで
- 面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和4年4月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホームきらら千歳船橋
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台二丁目31番20号
- 3 事業者の名称 スターツケアサービス株式会社
- 4 指定年月日 令和4年5月1日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目159番15の内
- 3 変更の区域
 - 延長 8.87メートル
 - 幅員 1.79メートルから1.85メートルまで
 - 面積 17.89平方メートル

◎世田谷区告示第371号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2894号
- 2 指定年月日 令和4年4月19日
- 3 指定の位置 世田谷区喜多見三丁目4242番1の一部及び4242番7の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 14.77メートル
- 6 申請者氏名 株式会社マーケット

ラスト
代表取締役 狩野 富

◎世田谷区告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台一丁目38番15の内
- 3 変更の区域
延長 10.48メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 1.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月25日

◎世田谷区告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区喜多見四丁目3522番6地先無番から3521番6まで
(2) 世田谷区喜多見四丁目3522番6地先無番から3522番8まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 29.04メートル
幅員 0.85メートルから
0.99メートルまで
面積 32.26平方メートル
(2) 延長 36.07メートル
幅員 1.16メートルから
1.18メートルまで
面積 42.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月26日

◎世田谷区告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田三丁目308番10

3 変更の区域

延長 7.02メートル
幅員 1.00メートル
面積 7.03平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年4月26日

◎世田谷区告示第375号

世田谷区住居表示に関する条例（昭和38年10月世田谷区条例第24号）第2条の規定により、東京都世田谷区代沢五丁目の一部について、令和4年5月1日から、別図(一)に示す街区の区域及び街区符号を別図(二)に示すとおり変更する。

令和4年4月26日

世田谷区長 保坂展人

別図省略

◎世田谷区告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目2822番7の内
- 3 変更の区域
延長 10.74メートル
幅員 0.45メートルから
0.51メートルまで
面積 5.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月27日

◎世田谷区告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
30-15
- 2 変更の区間
世田谷区弦巻二丁目136番88の内から136番87の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.14メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 2.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月27日

◎世田谷区告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年4月27日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-50
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1340番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.21メートル
幅員 0.11メートルから
0.12メートルまで
面積 1.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年4月27日

◎世田谷区告示第379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ふくろうの家中野もみじ山
- 2 事業所の所在地
東京都中野区中野一丁目41番50号
- 3 事業者の名称
株式会社プレジャー・コム
- 4 廃止届受理年月日
令和4年4月19日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
看護小規模多機能型居宅介護ケアホーム希望
- 2 事業所の所在地
東京都調布市西つつじヶ丘二丁目19番6号第3コーポ横田1階
- 3 事業者の名称
株式会社つつじヶ丘在宅総合センター
- 4 廃止届受理年月日
令和4年4月21日
- 5 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人	
1 事業所の名称	リハビリフィット トネスゆずりは 高井戸
2 事業所の所在地	東京都杉並区宮 前一丁目3番6 号バインハイム 1F
3 事業者の名称	株式会社ベンチ ャーバンク
4 廃止届受理年月日	令和4年4月18 日
5 サービスの種類	地域密着型通所 介護

◎世田谷区告示第382号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和4年4月28日

世田谷区長 保坂展人	
1 指定取消番号	第2895号
2 指定取消年月日	令和4年4月27日
3 指定取消の位置	世田谷区世田谷四 丁目50番25の一部
4 道路の幅員	4.00メートル
5 道路の延長	26.25メートル
6 申請者氏名	共悦商事株式会社 代表取締役 矢野 美智子

◎世田谷区告示第383号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和4年4月28日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第29号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。
令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人	
1 予防接種の種類	別紙のとおり
2 予防接種の対象者	別紙のとおり
3 予防接種を行う期間	別紙のとおり
4 予防接種を行う医師の氏名及び場所	別紙のとおり
5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項	別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第30号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、肺炎球菌予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。
令和4年4月1日

世田谷区長 保坂展人	
1 予防接種の種類	肺炎球菌予防接種
2 予防接種の対象者	別紙のとおり
3 予防接種を行う期間	別紙のとおり
4 予防接種を行う医師の氏名及び場所	別紙のとおり
5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項	別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第31号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和4年4月18日

世田谷区長 保坂展人	
1 都市計画事業の種類及び名称	東京都市計画公園事業第5・6・20号祖師ヶ谷公園
2 縦覧場所	世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第32号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和4年4月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区大蔵一丁目253番1 253番47 253番48 253番49	東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

◎世田谷区公告第33号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人
1 組合の名称

給田北住宅マンション建替組合	
2 施行マンションの名称及びその敷地の区域	給田北住宅 東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
3 施行再建マンションの敷地の区域	東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
4 事業施行期間	マンション建替組合設立認可公告の日から令和8年3月まで
5 事務所の所在地	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地旭化成不動産レジデンス株式会社社内
6 設立認可の年月日	令和4年1月25日
7 定款及び事業計画の変更の認可の年月日	令和4年4月27日

◎世田谷区公告第34号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づき給田北住宅マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、当該変更に係る図書を同条第2項において準用する同法第14条第3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人	
1 施行マンションの名称及びその敷地の区域	給田北住宅 東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
2 縦覧の場所	世田谷区都市整備政策部居住支援課
3 縦覧の時間	午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第35号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和4年4月27日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢六丁目55番17 55番18 55番41 55番42	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンス株式会社 代表取締役 嘉村徹

◎世田谷区公告第36号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和4年4月27日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名
東京都世田谷区中町一丁目 51番5 51番38 51番39 51番40 51番41 51番42 51番43 51番44 51番45 51番46	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。
 令和4年4月28日
 世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第8号
 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。
 第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。
 附則
 この規則は、令和4年5月1日から施行する。

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第2号
 教育委員会事務局
 世田谷区教育委員会事案決定手続規程(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。
 令和4年4月1日
 世田谷区教育委員会

第6条第5項の表委員会及び教育長が決定する事案の項、教育総務部長が決定する事案の項及び教育政策部長が決定する事案の項中「生涯学習部長」の次に「、参事」を加え、同表生涯学習部長が決定する事案の項中「教育政策部長」の次に「、参事」を加える。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第3号
 教育委員会事務局
 中央図書館
 地域図書館

世田谷区立図書館処務規程(昭和54年9月世田谷区教育委員会訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。
 令和4年4月1日
 世田谷区教育委員会

第2条の表中「庶務係」を「調整係」に改める。
 第7条の表庶務係の項中「庶務係」を「調整係」に改め、同表事務調整担当係長の項中「事務調整担当係長」を「図書館事業推進担当係長」に改め、同項に次の5号を加える。

14 不妊治療のための休暇(幼稚園教育職員に限る。)

出サ

告示(教)

◎世田谷区教育委員会告示第2号
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日)

(6) 中央図書館及び世田谷区立梅丘図書館の整備に関すること。
 (7) 図書館運営の改善に関すること。
 (8) 地域図書館の管理を行う指定管理者に対する検査及び指導に関すること。
 (9) 図書館の計画の推進に関すること。
 (10) 団体貸出センターによる貸出しに関すること。
 第7条の表図書館環境推進担当係長の項及び事業担当係長の項を削る。
 第8条第12号中「世田谷区立下馬図書館」を「世田谷区立深沢図書館」に改める。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第4号
 世田谷区立幼稚園
 世田谷区立小学校
 世田谷区立中学校
 世田谷区立学校給食調理場

学校職員出勤等の記録の整理規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。
 令和4年4月1日
 世田谷区教育委員会

別表中54の項を55の項とし、49の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、同表48の項中「49、50又は51」を「50、51又は52」に改め、同項を同表49の項とし、同表中47の項を48の項とし、36の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、同表35の項中「36」を「37」に改め、同項を同表36の項とし、同表中34の項を35の項とし、14の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。
 令和4年4月1日
 世田谷区教育委員会

本則の河口湖林間学園管理補助員の項を次のように改める。

河口湖林間学園管理補助員	月額	141,566円		141,566円
--------------	----	----------	--	----------

本則の図書館嘱託員の項及び図書館業務員の項を次のように改める。

図書館嘱託員	月額	67,723円から144,304円までの額	13,544円から28,860円までの額	81,267円から173,164円までの額
図書館業務員	月額	41,238円から68,731円までの額	8,247円から13,746円までの額	49,485円から82,477円までの額

本則の学校警備嘱託員の項及び学校業務嘱託員の項を次のように改める。

学校警備嘱託員	月額	89,011円から130,696円までの額	17,802円から26,139円までの額	106,813円から156,835円までの額
学校業務嘱託員	月額	72,385円から128,685円までの額	14,477円から25,737円までの額	86,862円から154,422円までの額

本則の学校給食事務補助員の項を次のように改める。

学校給食事務補助員	月額	58,912円	11,782円	70,694円
-----------	----	---------	---------	---------

本則の学校警備補助員の項及び学校業務補助員の項を次のように改める。

学校警備補助員	日額	1,951円から19,270円 までの額	390円から3,854円まで の額	2,341円から23,124円 までの額
学校業務補助員	月額	58,543円から120,990 円までの額	11,708円から24,198円 までの額	70,251円から145,188 円までの額

本則の学校事務アシスタントの項を次のように改める。

学校事務アシスタント	月額	58,912円から94,259円 までの額	11,782円から18,851円 までの額	70,694円から113,110 円までの額
	時給	981円	196円	1,177円

本則の学校事務アシスタントの項の次に、次のように加える。

学校事務嘱託員	月額	79,010円から126,417 円までの額	15,802円から25,283円 までの額	94,812円から151,700 円までの額
不登校特例校養護教諭	月額	110,599円	22,119円	132,718円

本則の預かり保育補助員の項及び教育支援嘱託員の項を次のように改める。

預かり保育補助員	月額	27,089円	5,417円	32,506円
教育支援嘱託員	月額	130,590円から192,685 円までの額	26,118円から38,537円 までの額	156,708円から231,222 円までの額

本則のスクール・サポート・スタッフの項を次のように改める。

スクール・サポート・スタッフ	月額	68,731円から94,259円 までの額	13,746円から18,851円 までの額	82,477円から113,110 円までの額
----------------	----	--------------------------	--------------------------	---------------------------

本則の就学援助費・就学奨励費事務補助員の項から教育指導課事務補助員の項までを次のように改める。

就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	58,912円から68,731円 までの額	11,782円から13,746円 までの額	70,694円から82,477円 までの額
就学事務補助員	月額	78,549円	15,709円	94,258円
教育指導課事務補助員	月額	83,459円	16,691円	100,150円

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第21回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年4月25日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和4年4月28日(木)
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会
会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199

条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

3 世 監 第 1 3 5 号
令 和 4 年 3 月 3 1 日

世 田 谷 区 議 会 議 長 様
世 田 谷 区 長 様

世 田 谷 区 監 査 委 員
同 同 同
田 中 文 子
中 根 秀 樹
上 島 義 盛
河 村 み どり

令 和 3 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項、第 2 項、第 5 項 及 び 第 7 項 に 基 づ き 実 施 し た 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 を、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 提 出 し ま す。

な お、同 法 第 1 9 9 条 の 2 の 規 定 に よ り、河 村 み どり 監 査 委 員 は、世 田 谷 区 土 地 開 発 公 社 の 監 査 に つ い て は 除 斥 さ れ ま し た。

令 和 3 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

世 田 谷 区 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき、実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの(以下「補助団体」という。)、及び公の施設の管理を行わせている指定管理者(以下「指定管理者」という。))のいずれかにかに該当するものうち、令和3年度は次の10団体及び担当所管部(課)を監査の対象とした。

注：補助の額は令和2年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和2年度及び令和3年度に係る指定期間を記載した。

① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部
補助団体	補助金 2億158万円	(スポーツ推進課、)
指定管理者	監査対象とした施設：大蔵運動場	スポーツ施設課)
	指定期間：平成29年4月から令和4年3月まで	

② 公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部
補助団体	補助金 1億846万円	(保健医療福祉推進課)
指定管理者	監査対象とした施設：保健センター	
	指定期間：平成31年4月から令和6年3月まで	

③ 世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 500万円	財務部
補助団体	負担金 185万円	(用地課)
	貸付金 31億8,614万円	

注：債務保証も監査対象に含む。

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象等	1
2 監査の範囲	3
3 実施期間	3
4 実施方法	3
5 着眼点	3
第2 監査の結果	6
1 総括意見	6
2 団体別の監査結果	8
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	9
公益財団法人世田谷区保健センター	14
世田谷区土地開発公社	20
株式会社世田谷サービス公社	23
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	28
世田谷区商店街振興組合連合会	34
社会福祉法人南東北福祉事業団	36
株式会社J A東京中央セラモニーセンター	38
株式会社リパティヘル	40
株式会社東急コミュニケーション	42

④ 株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出資金 4 億円 (出資比率 89.89%)	政策経営部 (政策企画課)
指定管理者	監査対象とした施設：砧区民会館 指定期間：平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで	基総合支所 (地域振興課)

⑤ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 4 億 97 万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

⑥ 世田谷区商店街振興組合連合会

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 1 億 6,655 万円	経済産業部 (商業課)

⑦ 社会福祉法人南東北福祉事業団

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 1 億 4,113 万円	障害福祉部 (障害者地域生活課、 障害保健福祉課)

⑧ 株式会社 J A 東京中央セラモニーセンター

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象とした施設：区民斎場みどり会館 指定期間：平成 28 年 4 月から令和 3 年 3 月まで 令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで	鳥山総合支所 (地域振興課)

⑨ 株式会社リパティヒル

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象とした施設：北鳥山地区体育室 指定期間：平成 28 年 4 月から令和 3 年 3 月まで 令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで	スポーツ推進部 (スポーツ施設課)

⑩ 株式会社東急コミュニティー

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象とした施設：特定公共賃貸住宅 ファミリー住宅 指定期間：平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで	都市整備政策部 (住宅管理課)

2 監査の範囲

令和 2 年度及び令和 3 年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和 3 年 1 0 月から令和 4 年 1 月までの間に実施した。

4 実施方法

- (1) 監査委員による監査
監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。
- (2) 事務局による監査
監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。
- (3) 公認会計士による会計書類調査
次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- ② 公益財団法人世田谷区保健センター
- ③ 株式会社世田谷サービス公社
- ④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- ⑤ 株式会社 J A 東京中央セラモニーセンター
- ⑥ 株式会社リパティヒル
- ⑦ 株式会社東急コミュニティー

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。
また、新型コロナウイルス感染症による影響についても検証した。

- (3) 指定管理者
 - 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。
 - ① 指定管理者
 - ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
 - ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
 - エ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
 - オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
 - カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
 - キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
 - ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。
 - ② 担当所管部
 - ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - イ 事故等のリスクの監減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
 - エ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
 - オ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
 - カ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- (1) 出資団体
 - 出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。
 - ① 団体
 - ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
 - イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
 - ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。
 - エ 事業運営及び財政状況は良好か。
 - オ 会計経理及び財産管理は適切か。
 - ② 担当所管部
 - ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
 - イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。
- (2) 補助団体
 - 補助金等の対象となつて事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。
 - ① 団体
 - ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
 - イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
 - ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
 - オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
 - ② 担当所管部
 - ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
 - イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
 - ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
 - エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和3年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。ただし、是正や改善を求める事項又は固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。

また、今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等について、次のとおり述べる。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、その自立した経営の下、公益性と専門性を活かした区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制を確立していく必要がある。また、外郭団体を取り巻く環境が大きく変化している中で、担うべき役割や事業の意義を継続して見直していくことも求められる。そのためにも、外郭団体におけるコンプライアンス向上などガバナンス機能の一層の強化及び職員のマネジメント力強化とスキル向上は欠かせないものである。

このような状況下で、今回の監査では、財務諸表等作成上のミスや財務規程と実際の運用との齟齬、また、法人税法で定められた会計帳簿の備え置きの不備などが見られた。各外郭団体においては、関係法令等の趣旨を十分に踏まえ、適切な会計経理を行われない。

なお、新型コロナウイルス感染症による事業実施への影響は多大なものがあったと思われるが、各外郭団体においては、万全な感染防止策を講じ、創意工夫を図りながら事業を行うなど、経営努力を地道に行っていることを評価する。令和4年度からは、2年間を計画期間とする「世田谷区未来つながるプラン(美施計画)」において、外郭団体改革基本方針に基づき更なる改革に取り組みとしている。各外郭団体においては、社会状況の変化を見極めながら、不断に改革を推進されたい。また、担当所管部においても、引き続き適切な指導・調整に一層努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金の交付決定に際しては、客観的にみて公益上の必要性が認められるかどうかを判断しなければならない。また、関係法令や世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)及び各補助金交付要綱等の手続上の規程に則り、補助金の交付の申請、決定その他補助金に係る一連の事務が適正に行われてい

る必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・補助対象事業経費の算定方法を誤っていた。
- ・補助対象事業経費の総額を本来の金額より少ない額で申請していた。
- ・補助金交付申請が期限を過ぎていた。
- ・補助金交付申請書等で、決裁印及び記載漏れ、誤記があった。
- ・補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。
- ・補助対象事業の実施内容が補助金の交付基準を満たしていることを実績報告書で確認していたが、確認に必要な資料が不足していた。

世田谷区補助金交付規則において、補助金の交付申請があったときは、補助対象事業等の目的及び内容及び内容が適正であるかどうか、補助対象事業経費の積算等、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査したうえで、交付の可否を決定することになっている。担当所管部においては、同一団体に継続して補助を行っている場合も含めて各補助金交付要綱等の規定を今一度確認するとともに、補助団体への指導監督を適切に行われたい。併せて、補助金交付事務のチェック体制を強化するとともに、各補助金交付要綱等について必要な見直しを行うなど、補助団体と担当所管部の双方にとってわかりやすい制度や手続きの構築に努められたい。

また、補助団体から必要かつ十分な実績報告を提出させ、補助金が区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれていていることに留意し、区民への説明責任を果たせるよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

地方自治法第244条の2の規定に基づく「公の施設の指定管理者」の制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上・経費の節減等を図っていくことで、施設の設定目的を効果的に達成しようとするものである。このような観点から、区は、指定管理者からの適正な事業報告を受けるとともに、区と指定管理者との間の協定や業務に関する仕様書の作成及び業務執行に伴う指示等を適切に行う必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・区に提出した事業報告の財務数値が実績値と整合していないかった。
- ・年度協定書で求めている業務担当者等の報告が一部されていないかった。
- ・報告書の提出日や提出書類等について、年度協定書の仕様内容と実務が乖離していた。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効果的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和4年1月21日
実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和3年12月2日、9日、15日
実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月17日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

- ・基本協定書の管理施設に関する記載に誤りがあった。
- ・月次報告書類の中に、再委託先として、あらかじめ区から承認を受けていない事業者が作成した作業完了確認書が付いていた。
- ・再委託の履行確認から請求までの事務処理に不備があった。
- ・「物品の貸付に関する特記事項」に誤記があり、物品貸付において、年度協定書の仕様と実態が相違していた。
- ・年度途中で着贈を受けた什器類を区は指定管理者に貸し付けているが、貸付の手続きが完了しないまま使用させていた。
- ・協定書の貸付物品一覧表に記載されている備品について、現在は貸し付けていない備品が掲載され、新たに貸し付けた備品が掲載されていなかった。
- ・月末の収入現金が普通預金に入金されるまでは簿外現金となっており、決算期末についても同様の取扱いであった。
- ・収支報告書の内容で、指定管理者の経理規程に定める配賦基準に沿っていない部分があった。
- ・指定管理施設において、利用者が氏名や連絡先等の個人情報に記載する利用簿が、他の記入者の欄が見られる状態で見られる状態で見られていた。

担当所管部においては、改めて、指定管理者と共に協定書及び仕様書の内容を確認し、業務実態の適切な把握と、必要性・効率性の観点からの業務改善に努められた。また、指定管理者に協定書及び仕様書の規定の意義・内容を十分に理解させ、正確・適正な業務執行にあたるよう指導・調整を行われた。また、引き続き指定管理業務の収支状況や苦情・事故の状況等の把握に努め、施設サービスの向上と安全管理につなげられた。

2 団体の監査結果

令和3年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

- (イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業
区民スポーツまつり、元旦あるこう会等、子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。
- (ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業
総合型地域スポーツ・文化クラブ育成、地域活動団体支援等の事業を通じて、区内のスポーツ・レクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

⑥ 令和2年度決算状況 (令和元年度決算状況)

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,120,560,396	2,236,533,375
(B) 経常費用計	2,101,128,008	2,258,462,380
(C) 当期経常増減額	19,432,388	△21,929,005
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	301,525	3,153,740
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	301,525	3,153,740
(D)-(E)		
(G) 税引前当期一般正味財産増減額	19,733,913	△18,775,265
(C)+(F)		
(H) 法人税、都民税及び事業税	1,258,800	1,727,200
(I) 当期一般正味財産増減額	18,475,113	△20,502,465
(G)-(H)		
(J) 一般正味財産期首残高	416,356,308	436,858,773
(K) 一般正味財産期末残高	434,831,421	416,356,308
(I)+(J)		
指定正味財産増減の部		
(L) 当期指定正味財産増減額	0	△3,153,740
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	514,849,443
(N) 指定正味財産期末残高	511,695,703	511,695,703
(L)+(M)		
正味財産期末残高		

- ① 団体の所在地
世田谷区大蔵四丁目6番1号
- ② 設立年月日
平成11年2月1日
(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的
世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

- ④ 組織 (令和3年9月30日現在)
理事会 11人 (理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人)
監事 2人
評議員会 12人
事務局 57人 (常勤49人、非常勤8人)
事務局長 (常務理事兼務) 1人
管理課 21人
施設課 35人

- ⑤ 主な事業内容
ア 区からの受託事業
(ア) 区から受託されるスポーツ及びレクリエーション事業
区から委託されたスポーツ・レクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図っている。
(イ) 区から受託する社会体育施設の管理及び運営
総合運動場 (大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場、千歳温水プール、区立小・中学校スポーツ開放施設等の区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者へのサービス向上を図り、広く区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

- イ 自主事業
(ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業
子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあったスポーツ教室、競技大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(O) 正味財産期末残高 (K) + (N)	946,527,124	928,052,011
---------------------------	-------------	-------------

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成11年2月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容		補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金			
スポーツ及びレクリエーション振興事業	350,316,232	151,002,972	
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	42,509,747	39,642,252	
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	10,169,118	10,169,118	
その他財団の目的を達成するために必要な事業	21,623,644	770,343	
合計	424,618,741	201,584,685	

③ 公の施設の管理

区は、総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は平成29年度から令和3年度まで、千歳温水プールは令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。なお、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度までについても、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計6億6,019万3,800円となっている。そのうち、今回監査対象とした大蔵運動場（世田谷区大蔵四丁目6番1号）を含む総合運動場の指定管理料は4億5,198万5,800円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和2年度の利用料金収入の合計は7億3,869万1,370円で、そのうち、総合運動場の利用料金収入は2億765万1,340円である。

総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	451,985,800	施設管理運営費 (うち人件費)	642,410,638 (104,736,000)
利用料金収入	207,651,340		
合計	659,637,140	合計	642,410,638
		収支差額	17,226,502

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である大蔵運動場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、大蔵運動場内の樹木剪定委託契約で、剪定数を記載していない売丁届を受領するなど履行確認、検査行為が不十分な事例が見受けられた。履行確認から請求を受けるまでの事務処理を検証し、誤りや事故が起きにくい体制を構築されたい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、今後とも専門性を最大限に発揮して「生涯スポーツ社会」の実現に向けて取り組むとともに、令和3年度に実施された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の関連業務での経験を踏まえ、東京2020大会のレガシーを継承しつつ、担当所管部と連携した障害者のスポーツ参加の普及推進をはじめとする、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興に努められたい。また、大蔵運動場と大蔵第二運動場の一体的な施設管理により、区民の利便性の向上や事務の簡素化で成果をあげていることを評価する。引き続き利用者の声に耳を傾け、更なる取組みを行っていくことを期待する。

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金
が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効果的に
行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、
区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事
務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うととも
に、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和4年1月14日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査
対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保
健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和3年12月8日、15日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査
対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保
健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月24日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次
のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区松原六丁目37番10号

② 設立年月日

昭和51年10月12日
(平成23年2月4日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、
もって区民の福祉の向上に寄与する。

④ 組織 (令和3年9月30日現在)

理事会 11人 (理事長1人、常務理事1人、理事9人)

監事 2人

評議員会 11人

事務局 140人 (常勤80人、非常勤52人、臨時8人)

事務局長 (常務理事兼務) 1人

所長 1人

管理課 11人

医務課 91人

専門相談課 36人

⑤ 主な事業内容

ア 保健センターの維持管理運営

指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営
に関する事務を行っている。

イ がん対策事業

(ア) がん検診受付センター

区の胃・乳・大腸・子宮・肺の各がん検診全般の総合的窓口を開設し、
受付業務等を行っている。

(イ) 胃がん検診及び乳がん検診

胃がん検診 (40歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による
検診及び50歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診) と乳がん検
診 (40歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィに
よる検診) を実施している。

(ウ) がん検診等精度管理
 区が実施する5つの対策型がん検診（胃・乳・大腸・子宮・肺）及び胃がんリスク（ABC）検査の精度管理を実施している。

(エ) がん相談
 在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、対面相談及び電話相談を行っている。がん情報コーディネーターと、予約不要の一次相談窓口を開設している。また、治療と就労の両立支援として就労相談を実施している。

ウ 健康増進事業
 18歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導（講座・教室）を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援等を行っている。

エ 健康教育事業
 講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業
 (ア) 障害者専門相談
 障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

(イ) 乳幼児育成相談
 乳幼児の発達・発育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援
 高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業等を行っている。

(エ) ころの健康支援事業
 ころの健康に関して、平日夜間・休日の電話相談を実施している。

カ 保険診療等による検査事業
 地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査（胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓）を行っている。

キ 検体検査事業
 子宮がん検診（細胞診検査）及び大腸がん検診（便潜血検査）の判定業務等を行っている。

ク 財団料金規程等による事業
 公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診等を行っている。

ケ その他の技術提供事業
 (ア) 住宅改造アドバイザー
 自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者を宅訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣している。

(イ) 福祉施設等技術支援
 障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

㊦ 令和2年度決算状況（令和元年度決算状況）

科目	令和2年度	令和元年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,193,755,601	1,200,647,702
(B) 経常費用計	1,204,497,780	1,186,020,842
(C) 当期経常増減額	△10,742,179	14,626,860
(A)－(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額		
(D)－(E)	0	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額	△10,742,179	14,626,860
(C)＋(F)		
(H) 法人税等	958,600	3,647,700
(I) 当期一般正味財産増減額	△11,700,779	10,979,160
(G)－(H)		

単位：円

(J) 一般正味財産期首残高	224,080,507	213,101,347
(K) 一般正味財産期末残高	212,379,728	224,080,507
(I)+(J)		
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高	612,379,728	624,080,507
(K)+(M)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等
① 出資等

区は、昭和51年10月の財団法人設立に当たり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターに対する補助金		
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務	61,305,247	9,692,479
財団の運営に係る経費		
精密検査等の医療事業に関する事務	321,998,893	98,769,437
保険診療等検査事業、検体検査事業に係る経費		
合計	383,304,140	108,461,916

単位：円

③ 公の施設の管理

区は、保健センター（世田谷区松原六丁目37番10号）について、令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計8億7,567万9,200円となっている。

保健センターの令和2年度の収支状況

項目	収入		支出	
	金額	金額	項目	金額
指定管理料	875,679,200	875,679,200	施設管理運営費 (うち人件費)	845,690,276 (566,184,907)
合計	875,679,200	875,679,200	合計	845,690,276
			収支差額	29,988,924

単位：円

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である保健センターの適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

保健センターには、保健医療福祉の拠点である「うめとびあ」内の中心施設としての役割を果たすことが求められている。特に障害者（児）の相談支援事業では、専門評価に基づく相談支援とともに、区などの関係機関や「うめとびあ」内外の支援機関との緊密な連携とネットワーク形成に取り組まれている。また、ノウハウの継承と発展を可能にする専門人材の育成にも努められている。

【是正又は改善が必要な事項】

令和2年度の決算書において、貸借対照表の「現金預金」残高と、キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」の期末残高が一致していなかった。また、税務上損金算入できない賞与引当金について加算調整をしていなかったため法人税、住民税及び事業税の申告・納付額が過少となっていた。再発防止策を検討し、正確な財務事務を行える仕組みを構築されたい。

世田谷区土地開発公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲
 監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
 事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和3年12月10日に実施した。

(2) 団体の概要
 監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
 世田谷区世田谷四丁目2番27号 世田谷区役所内
- ② 設立年月日
 昭和46年5月19日
 (財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和49年8月19日に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)
- ③ 設立目的
 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与する。

- ④ 組織 (令和3年9月30日現在)
 理事会 9人 (理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人)
 監事 2人
 評議員会 8人
 事務局 39人
 ※ 監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

- ⑤ 主な事業内容
 区の用地取得事業計画に基づき、道路、公園などの公有地先行取得事業及び区への譲渡事業を行っている。

⑥ 令和2年度決算状況 (令和元年度決算状況)

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
(A) 事業収益	11,703,510,263	8,219,368,167
(B) 事業原価	11,703,510,263	8,219,368,167
(C) 販売費及び一般管理費	1,276,831	739,817
(D) 事業損失	1,276,831	739,817
(E) 事業外収益	1,347,181	810,167
(F) 経常利益	70,350	70,350
(E)-(D)	70,350	70,350
(G) 特別利益	0	3,000,000
(H) 特別損失	0	1,146,208
(I) 税引前当期純利益	70,350	1,924,142
(F)+(G)-(H)	70,350	1,924,142
(J) 法人税等	70,000	70,000
(K) 当期純利益	350	1,854,142
(I)-(J)	350	1,854,142

注：決算状況は、損益計算書による。
 注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

- (3) 区の財政援助等
 ① 出資等
 区は、昭和46年5月の財団法人設立に当たり、基本財産100万円を出えんした。その後、組織変更の際に400万円を出えんし、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

株式会社世田谷サーブिस公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和4年1月17日

実施内容 株式会社世田谷サーブिस公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である社区居民会館の担当所管部である陆総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和3年12月3日、8日、14日

実施内容 株式会社世田谷サーブイス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である社区居民会館の担当所管部である陆総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サーブイス公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂三丁目2番9号

② 負担金

区は、令和2年度に、事務費として負担金134万6,831円を支出した。

③ 貸付金

区は、令和2年度に、用地取得のために協賛融資銀行団から借り入れた事業資金の償還等に必要資金として、貸付金31億8,614万705円を支出した。

④ 債務保証

区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協賛融資銀行団から借り入れる事業資金30億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

世田谷区土地開発公社は、公共用地等の取得などを行うことで地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に重要な役割を担っている。今後とも適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

(キ) 指定管理者事業
指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館ほか3施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業
(ア) レストランの運営
「レストラン・ジャルダン」(世田谷美術館内)
(イ) 喫茶の運営
「セタピカフェ」(世田谷美術館内)、「さくらかふえ」(砧区民会館内)、「喫茶レスト(令和3年度に「コーヒーショップ ルノー弦巻」から改称)」(教育会館内)、「カフェ ストリーム(令和3年度より事業開始)」(玉川区民会館内)

ウ ICT支援事業
区公共システムの運用支援・オペレーション業務、区サポートセンター「世田谷サービスデスク」の運営等による区情報システム利用者支援業務、保健福祉総合情報システムの運用、保守事業、電子計算機入力データ作成等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業
コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

⑥ 令和2年度決算状況(令和元年度決算状況)
ア 損益の状況

科目	令和2年度	令和元年度
(A) 売上高	4,056,801	3,896,644
(B) 売上原価	3,720,809	3,595,455
(C) 販売費及び一般管理費	296,597	244,466
(D) 営業利益 (A)-(B)-(C)	39,396	56,722
(E) 営業外収益	133,425	66,442
(F) 営業外費用	1,460	31,589
(G) 経常利益 (D)+(E)-(F)	171,360	91,575
(H) 特別利益	0	0

単位：千円

② 設立年月日
昭和60年4月1日
(平成24年7月1日に株式会社エフエム世田谷と経営統合)

③ 設立目的
世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。

④ 組織(令和3年9月30日現在)
取締役会 7人(代表取締役1人、取締役6人)
監査役 2人
総務部 18人
CSR推進室 1人
第一事業部 914人
第二事業部 24人
社員合計 957人(常勤99人、非常勤858人)

⑤ 主な事業内容
ア 施設維持管理等事業
(ア) 公共施設の維持管理事業
総合支所(世田谷総合支所を除く)、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、福祉作業所、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、青少年交流施設、碓図書館、職員住宅、児童相談所等の維持管理を受託している。
(イ) 区政情報センター(コーナー)の運営(区役所ほか4総合支所)区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。
(ウ) 公園施設の維持管理事業
世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニSLの運行業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。
(エ) 区民農園の維持管理事業
ファミリア農園の18か所での農園巡回、利用状況確認、区画整理、共有部分の維持管理、利用者管理等を行っている。
(オ) 物販事業
世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。
(カ) 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査
受託している公共施設の維持管理業務とともに、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

(I) 特別損失	0	0
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	171,360	91,575
(K) 法人税等	52,728	30,348
(L) 当期純利益 (J) - (K)	118,632	61,227

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

	令和2年度	令和元年度
(A) 当期首残高	3,361,471	3,344,744
(B) 剰余金の配当	△44,500	△44,500
(C) 当期純利益	118,632	61,227
(D) 当期変動額 (B) + (C)	74,132	16,727
(E) 当期末残高 (A) + (D)	3,435,603	3,361,471

単位：千円

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立に当たり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

② 公の施設の管理

区は、北沢区民会館について、平成30年度から令和4年度まで、世田谷区民会館別館「三茶しやれなぞホール」及び北沢区民会館別館「梅丘パークホール」について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館について、令和元年度から令和5年度まで、玉川区民会館について、令和2年7月から令和6年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計7,111万5,165円となっている。そのうち、今回監査対象とした砧区民会館（世田谷区成城六丁目2番1号）の指定管理料は2,553万7,802円である。

また、北沢区民会館、砧区民会館、玉川区民会館については、利用料金制を導入している。令和2年度の利用料金収入の合計は4,507万4,518円で、そのうち、砧区民会館の利用料金収入は1,183万9,009円である。

砧区民会館の令和2年度の収支状況

項目	金額	支出	
		項目	金額
指定管理料	25,537,802	人件費	53,115,205
利用料金収入	11,839,009	施設維持管理経費	9,422,857
自主事業収入	225,818	自主事業経費	156,519
その他の収入	18,530,890	その他の支出	1,339,023
合計	56,133,519	合計	64,033,604
		収支差額	△7,900,085

単位：円

注：収支状況の金額は税抜きで記載した。

3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である砧区民会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、災害対策、障害者等の雇用、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしている。今後も施設管理のノウハウを活かし、区の災害担当部署との緊密な連携による災害対策に取り組むとともに、障害者雇用における持続可能性確保など、地域に貢献する公社としての役割を果たすよう努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。
① 監査委員による監査
実施日 令和4年1月20日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取
- ② 事務局による監査
実施日 令和3年12月13日、17日
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査
実施日 令和3年11月15日
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

- 監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。
- ① 団体の所在地
世田谷区成城六丁目3番10号

- ② 設立年月日
昭和61年10月1日
- ③ 設立目的
世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
- ④ 組織 (令和3年9月30日現在)
理事会 24人 (会長1人、副会長5人、常務理事1人、理事17人)
監事 3人
評議員会 64人
事務局 204人 (常務理事兼務) 1人
事務局次長 (権利擁護支援課長兼務) 1人
総務課 16人
地域福祉課 39人
連携推進課 5人
地域社協課 88人
権利擁護支援課 22人
自立生活支援課 32人

⑤ 主な事業内容

- ア 法人運営事業
(ア) 組織運営事業
平成30年度に策定した「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」に基づき、「財政収支の改善」、「人材育成」、「事業・組織の見直し」を3本の柱とする社協改革に取り組んでいる。
(イ) 企画研究・広報事業
事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS (ソーシャルネットワークサービス) など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。
- イ 地域福祉事業
(ア) 地区社協活動支援事業
まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターと連携し、「身近な福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。

福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所や福祉関係NPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

区内に本部がある36の社会福祉法人で構成する世田谷区地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。

(イ) 地域社協活動事業

各地区社協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供や意見交換等を行う地域社協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動）、支えあいミニデイズ（会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動）による仲間づくりの支援や子ども食堂ネットワーク事業（食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援）、せたがやはいかいSO Sネットワーク（携帯電話等のメモールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護）等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(エ) 福祉活動団体助成事業

地域活動団体の推進を目的として活動する団体等に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業

福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援などの日常生活支援サービスの提供している。

(キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいによる子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業等を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶（3店舗）を運営している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ケ) 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員会・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯、要介護高齢者等を介する世帯等への見舞金や地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぶらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、住居確保給付金及び受給生チャレンジ支援貸付等の受付業務並びに生活困窮者子どもの学習支援事業等を行っている。

東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援（生活福祉資金等貸付事業）を行っている。

エ 貸付金等事業

一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業

(ア) あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや若い支度講座等を開催し、各種制度などの啓発に取り組んでいる。

⑥ 令和2年度決算状況 (令和元年度決算状況)

科目	令和2年度	令和元年度
(A) サービス活動収益計	1,296,401,350	1,131,268,193
(B) サービス活動費用計	1,234,096,223	1,125,060,952
(C) サービス活動増減差額	62,305,127	6,207,241
(A) - (B)		
(D) サービス活動外増減差額	1,800,512	2,017,661
(E) 特別増減差額	△744,389	△565,726
(F) 当期活動増減差額	63,361,250	7,659,176
(C) + (D) + (E)		
(G) 前期繰越活動増減差額	206,957,120	177,755,418
(H) 当期末繰越活動増減差額	270,318,370	185,414,594
(F) + (G)		
(I) その他の積立金取崩額	25,271,722	165,381,819
(J) その他の積立金積立額	73,464,885	143,839,293
(K) 次期繰越活動増減差額	222,125,207	206,957,120
(H) + (I) - (J)		

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金		
法人運営事業 組織運営事業に係る人件費、事務費	279,272,476	69,891,000
地域福祉事業 地区社協活動支援事業、地域社協活動事業、地域支えあい活動支援事業等に係る人件費、事務費	368,313,046	268,433,260
支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係る助成金	1,359,500	1,359,500

地域安定支援事業 都(区)子供食堂推進補助金交付事業、食を通じた子ども支援ネットワーク事業に係る人件費、事業費、助成金	24,628,621	24,628,621
生活困窮者自立相談支援事業 生活福祉資金貸付事務事業に係る人件費、事務費	81,006,299	7,915,000
貸付金等事業 貸付金等事業に係る人件費	4,209,432	2,722,000
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用支援事業に係る人件費、事務費	70,723,725	26,023,620
合計	829,513,099	400,973,001

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会は、コロナ禍で急増した生活福祉資金特別貸付と住居確保給付金の申請受付に組織を挙げて対応するとともに、法人独自に日々の食事に困る相談者や新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、緊急的に食品を提供するなどして食の支援を拡充し、生活困窮者支援に尽力されたことを評価する。コロナ禍が続く中、今後も区民に身近な相談窓口として、地域の多様な福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の向上に寄与されたい。また、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、成年後見制度の普及啓発と利用促進への貢献に期待する。

世田谷区商店街振興組合連合会

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
 - ① 監査委員による監査
実施日 令和4年1月21日
実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取等
 - ② 事務局による監査
実施日 令和3年11月2日、10日
実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査
- (2) 団体の概要
監査の実施により確認した世田谷区商店街振興組合連合会の概要は、次のとおりである。
 - ① 団体の所在地
世田谷区太子堂二丁目16番7号
 - ② 沿革
昭和59年10月に商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき法人として設立された。会を直接又は間接に構成する者に必要な共同経済事業を行うとともに、会員のために必要な指導事業を行うことにより所属員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的としている。

- (3) 区の財政援助等
区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
令和2年度世田谷区区内共通商品券普及拡大事業補助金		
付加価値分	89,711,545	89,711,000
事務経費	34,880,157	17,096,000
世田谷区活力ある商店街育成事業補助金		
せたがやPay導入事業	55,500,000	46,183,000
せたがやPayを活用した飲食店応援キャンペーン	55,000,000	8,130,000
世田谷区産業団体等振興育成補助金	8,137,606	5,425,000
合計	243,229,308	166,545,000

3 監査の結果

世田谷区商店街振興組合連合会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

令和2年度はコロナ禍の影響から、商店街の多くのイベントや事業が中止となった。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期により、個人消費の拡大は実現できなかった。こうした中で、従来からの区内共通商品券に加えてキャッシュレスな地域通貨「せたがやPay」を導入したことを評価する。今後とも、世田谷区商店街振興組合連合会は、担当所管部と連携して商店街振興の各種事業の適正な執行に努められたい。

社会福祉法人南東北福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的
区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲
監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
 - ① 監査委員による監査
実施日 令和4年1月18日
実施内容 社会福祉法人南東北福祉事業団及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取等
 - ② 事務局による監査
実施日 令和3年11月10日、12月6日
実施内容 社会福祉法人南東北福祉事業団及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

- (2) 団体の概要
監査の実施により確認した社会福祉法人南東北福祉事業団の概要は、次のとおりである。
 - ① 団体の所在地
福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3番地2
 - ② 沿革
平成9年10月に社会福祉法人として設立認可され、平成31年4月に東京リハビリテーションセンター世田谷を開設した。福島県内を中心に介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の高齢者福祉事業や、障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の障害者支援事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金		
障害者支援施設梅ヶ丘	601,686,354	97,518,000
児童支援事業所ふらみんぼーと	246,953,602	42,806,800
世田谷区相談支援従事者及び児童発達支援施設等事業者支援事業補助金	804,545	804,545
合計	849,444,501	141,129,345

3 監査の結果

社会福祉法人南東北福祉事業団において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人南東北福祉事業団は、令和元年度に「うめとびあ」に民間施設棟を開設して以来、障害者施設入所者の地域移行支援や専門職のアセスメントに基づく児童発達支援等の先駆的な事業に取り組んでいる。今後は、地域移行の更なる推進に向け、保健センターの障害者専門相談部門との連携を深めながら、そのノウハウを蓄積し、区内の障害者施設への情報発信や人材の活用等に活かされたい。また、担当所管部は、医療的ケア児・者についての国の動向等の情報収集を進め、同法人と連携しながら、適時適切に対応するよう努められたい。

【是正又は改善が必要な事項】

令和2年度の世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金について、補助金の実績報告に添付されていた収支計算書が法人全体のものであり、補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。また、補助金交付額に影響はなかったものの、補助対象事業経費の算定方法を誤り、実際よりも多い金額が経費として計上されていた。社会福祉法人南東北福祉事業団においては、経費等の正確な算定を行い、適切な実績報告を行われたい。また、担当所管部においては、実績報告等の様式を工夫するなどして、収支等の実績報告の確認と正確な算定が行える仕組みを構築されたい。

株式会社J A東京中央セレモニースター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、区民斎場みどり会館（世田谷区北高山五丁目1番5号）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査
 実施日 令和4年1月24日
 実施内容 株式会社J A東京中央セレモニースター及び今回監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の担当所管部である鳥山総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和3年11月12日、25日
 実施内容 株式会社J A東京中央セレモニースター及び今回監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の担当所管部である鳥山総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月25日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社J A東京中央セレモニースターの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
 世田谷区北高山三丁目5番6号

② 沿革

平成12年10月に設立され、冠婚葬祭の請負に関する業務、葬祭用具の貸貸業務及び葬祭関連用品の販売業務などを行っている。平成18年4月から区民斎場みどり会館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区民斎場みどり会館について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、株式会社J A東京中央セレモニースターを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、0円である。

また、当施設は利用料金制を導入しており、令和2年度の利用料金収入は、19,054,600円である。

区民斎場みどり会館の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	0	人件費	16,030,000
利用料金収入	19,054,600	施設維持管理経費	8,639,000
		その他の支出	1,512,000
合計	19,054,600	合計	26,181,000
		収支差額	△7,126,400

3 監査の結果

株式会社J A東京中央セレモニースターにおいて、監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、区に提出する事業報告の財務数値については、実績値と整合するよう改善を図られたい。

23区内では本施設と類似する区立斎場が本施設を含めて7区にあるが、その中で、本施設は最も利用率が高く、様々な運営上の工夫がなされていることを評価する。葬儀についての人々の意識が変化し、様式の簡略化による経営への影響も見込まれるが、コロナ禍での施設運営を経験したことなども踏まえて、株式会社J A東京中央セレモニースターは、引き続き低廉で良質なサービスを提供できるように取り組まされたい。

株式会社リパティヒル

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的
 公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、北鳥山地区体育室（世田谷区北鳥山八丁目1番6号先及び北鳥山二丁目3番先）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査
 実施日 令和4年1月20日
 実施内容 株式会社リパティヒル及び今回監査対象とした公の施設である北鳥山地区体育室の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

- ② 事務局による監査
 実施日 令和3年11月11日、19日
 実施内容 株式会社リパティヒル及び今回監査対象とした公の施設である北鳥山地区体育室の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

- ③ 公認会計士による会計書類調査
 実施日 令和3年11月11日
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要
 監査の実施により確認した株式会社リパティヒルの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
 目黒区自由が丘三丁目17番1号

② 沿革

平成7年6月に設立され、スポーツ施設の経営、公共施設の管理・運営等を行っている。平成18年4月から北鳥山地区体育室の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、北鳥山地区体育室について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、株式会社リパティヒルを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、1,750万円である。

北鳥山地区体育室の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	17,500,000	人件費	8,001,931
自主事業収入	572,000	施設維持管理経費	6,692,041
		事務費	2,806,028
		自主事業支出	532,029
合計	18,072,000	合計	18,032,029
		収支差額	39,971

3 監査の結果

株式会社リパティヒルにおいて、監査対象とした公の施設である北鳥山地区体育室の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社リパティヒルは、指定管理者として施設のPRをホームページなどで積極的に行うとともに、運動が苦手な子ども向けの事業に継続して取り組むなど、施設の魅力アップに貢献していることを評価する。今後とも地元から愛される魅力ある施設運営に努められたい。

株式会社東急コミュニティー

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅（玉川三丁目特定公共賃貸住宅（世田谷区玉川三丁目27番1号）ほか8団地）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和4年1月24日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和3年11月16日、24日、12月16日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社東急コミュニティーの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー

② 沿革

昭和45年4月に設立され、マンション及びビル等建物、施設の管理運営、公営住宅管理運営、建物・設備の改修工事などを行っている。平成29年4月から区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅について、平成29年度から令和3年度まで、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。なお、令和4年度から令和8年度までに、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。

今回監査対象とした特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅を含む令和2年度の指定管理料は、3億110万2,060円である。

特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	301,102,060	人件費	76,426,232
		施設維持管理経費	116,989,461
		修繕費	95,613,370
合計	301,102,060	合計	289,029,063
		収支差額	12,072,997

3 監査の結果

株式会社東急コミュニティーにおいて、監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社東急コミュニティーは、区営住宅等の指定管理者として住宅使用料の債権管理に積極的に取り組み組んでおり、滞納件数、滞納額ともに減少していることを評価する。施設管理にあたっては、入居者が安心して暮らすことができるよう、担当所管部と連携して、引き続き適切な維持管理に努められたい。

◎世田谷区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した令和3年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

令和3年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

3世監第176号
 令和4年3月31日

世田谷区議会議長 様
 世田谷区 区 長 様

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)及び令和3年度監査基本計画(令和3年3月9日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の対象
 令和2年度から令和3年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件 名 雨水貯留浸透施設整備工事(中町五丁目25番から12番先外1箇所)
- 2 施工場所 世田谷区中町五丁目25番から12番先
 世田谷区深沢七丁目25番から中町五丁目9番先

第2 監査対象部
 土木部

第3 監査の実施方法等
 1 監査委員による監査
 令和4年1月28日

監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。

2 事務局による監査
 令和3年12月21日
 工事調査、技術調査報告等による調査、検証及び対象工事の現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

3 技術調査
 令和3年11月2日
 工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査(書類審査と現場調査)を委託した。

第4 監査の実施方針
 1 区が発注した工事が適正に行われているかについて技術面や安全面の観点から監査を行った。
 2 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行った。

世田谷区監査委員
 田中 上 河
 中 根 島 村
 文 秀 樹
 子 文 義 盛
 樹 義 盛
 みどり

令和3年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

- 第5 監査の着眼点**
- 1 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
 - 2 設計図書(図面、仕様書)及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
 - 3 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
 - 4 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

- 第6 監査対象工事の概要**
- 1 工事的目的
平成25年7月に発生した集中豪雨において、広範囲の浸水被害が発生した谷沢川の中町・上野毛地区について、谷沢川分水路が完成するまでの期間における対策として、令和5年度までの雨水貯留浸透対策を主体とする道路整備を実施する。

- 2 工事概要
(1) 契約方法 一般競争入札(総合評価方式)
- (2) 契約相手 マツレキ株式会社
- (3) 契約金額 87,428,000円(消費税込み)
なお、既存路盤掘削後に判明した地中障害物の除去及び舗装表面強化工の追加、交通誘導員の増員など、工事現場の状況に応じた仕様変更等により、令和4年2月14日付の契約変更で、契約金額が92,316,400円(消費税込み)となった。
- (4) 契約日 令和3年7月20日
- (5) 工期 令和3年7月20日から令和4年2月25日まで
(追加工事が必要となる見込みとなったため、令和3年12月14日付契約変更により工期を延長)

- (6) 工事箇所(令和4年2月14日付契約変更後)
 - ①特別区道(32-C374)中町五丁目2.5番から1.2番先
道路延長199.6m、道路幅員5.5~6.0m、
道路面積1,208㎡、舗装面積1,083㎡
 - ②特別区道(32-C285)深沢七丁目2.5番から中町五丁目9番先
道路延長165.8m、道路幅員5.9~6.2m、
道路面積985㎡、舗装面積878㎡

(7) 工事内容(令和4年2月14日付契約変更後)

主な工種	内容	数量
排水施設工	特殊L型溝(240mm用)	372.5m
	特殊L型溝(300mm用)	294.1m
	U型溝(240mm用)	236.9m
	U型溝(300mm用)	229.9m
	U型溝補足コンクリート	119.3m
	片側浸透U型溝(240mm用)	16.3m
	片側浸透U型溝(300mm用)	64.9m
	浸透U型枠	24箇所
	横断暗渠ブロック	69.1m
	雨水貯留浸透施設(9m×1列×3段)	4箇所
舗装工	雨水貯留浸透施設(15m×1列×1段)	1箇所
	取付管布設及び支管取付	6箇所
	人孔高さ調整工	一式
	透水性舗装(表層工 舗装厚35cm 仕上厚25cm)	1,961㎡

第7 技術調査の結果
公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査の結果は、下記のとおりである。

- 1 個別所見
 - (1) 設計図及び詳細図について
設計図のうち、雨水貯留浸透施設整備構造図において「板材」等の表示に不明確な部分がある。また、浸透シートの留め具の品質・形状及び数量や土留め工設置の範囲等設計書に計上した事項をできるだけ図面に記載し施工条件とする必要があるため、今後の設計図作成時には、十分確認し請負者の適切な理解を得られるように留意されたい。
 - (2) 特記仕様書について
特記仕様書の工事に関する技術的な事項(例えば浸透施設に使用する浸透シート留め具の品質・形状及び単位当たりの使用量等)につ

自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年に「世田谷区豪雨対策基本方針」、同22年に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、その後の基本方針・行動計画の改定を経て豪雨対策に取り組んできた。行動計画では、豪雨対策における施策を優先して実施していくとともに、流域対策の基礎を強化するなど、豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区をモデル地区として位置づけている。平成25年7月に発生した集中豪雨により広範囲の浸水被害が発生した谷沢川の「中町・上野毛地区」も、同26年にモデル地区に追加された。こうしう中、区は、令和元年東日本台風や近年頻発している局所的な集中豪雨等による浸水被害を踏まえて、令和4年度からを計画期間とする「世田谷区豪雨対策行動計画(改定)」を策定した。

本件工事は、「中町・上野毛地区」において、谷沢川分水路が完成する令和5年度までの期間における対策である雨水貯留浸透対策を主体とする道路整備の一環として進められた(別紙「中町・上野毛地区雨水貯留浸透施設実施図」参照)。本件工事では、透水性舗装や雨水貯留浸透施設、片側浸透型溝、浸透型柵などの浸透施設が設けられ、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき約174㎡の流出抑制対策量が確保された。この結果、平成26年度から令和2年度までに整備された道路などの公共施設の約640㎡、民間施設の約2,980㎡、合計約3,620㎡の対策量を合わせて、令和5年度までの目標値である約5,400㎡に対して7割程度の対策量が達成された。それぞれの浸透施設は、耐久性や隣接する土地利用状況などを考慮した上で、適した場所に設置されており、今後も、新たに策定された行動計画に基づく目標達成に向けて着実に取り組み、浸水被害の軽減に努められたい。

なお、本件工事現場では、工事資機材の散乱もなく整理整頓が行き届いた状態で工事が丁寧に進められ、施工内容により道路を全面通行止め又は片側通行に規制する際は、警備員を適切に配置するなど、安全面に ついても配慮されていた。今後も区が発注する工事の施工に当たっては、施工業者に対する適切な指導を行うなど、発注者としての適切な安全管理に努めるとともに、技術調査の結果における助言を活かしながら、より良い安全な工事の施工に向け努力されたい。

いて記載が不十分であるので留意されたい。また、工事期間中の歩行者用通路について、「勾配が必要な場合は必要に応じて階段等を設け、全体の勾配を緩くするなど措置を講じ、転倒等がおおきないよう十分に配慮すること」と記載しているが、「スロープ等」が今日的表現であるので、今後留意されたい。

(3) 施工計画書について
請負業者から提出される施工計画書は、誰が、いつ、何を、どのようにするのかを明確にし、読みやすく、取り扱いしやすくする必要があるので、ページを振るとともに、施工計画の構成項目(施工管理計画、安全衛生管理計画、資材管理計画の他に工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、段階確認等)を整理し、各項目の主旨を記載するよう指導されたい。

(4) その他の所見(一般的な留意点)
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナといわれる時期における社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要な問題であると考えられる。したがって、このような時期における社会資本整備事業の発注者は、引き続き工事における新型コロナウイルス感染症防止について、対処方針をしっかりと定め社会的責任を果たす必要がある。その方策として、今回対応しているのと同様に、特記仕様書において新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した施工計画を構立して作業を行うことについて請負業者に注意喚起を求める検討をされたい。

2 総合所見
本件工事全体の調査結果は、「工事の計画、設計、積算、契約事務、施工及び施工管理、工事監理及び検査等の各段階における合理性・経済性・効率性・有効性・透明性等の観点から、当該工事の着手前の書類、着手後の書類及び現地調査を実施した結果、概ね適正に執行されている」と判断された。

第8 監査の結果
監査の結果、雨水貯留浸透施設整備工事(中町五丁目25番から12番先外1箇所)については、概ね適正に行われていると認められた。

第9 意見
監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方

